

安心で豊かさが実感できる地域の創造

21 医療提供体制の充実

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

(1) 地域医療介護総合確保基金（医療分）の弾力的な運用等

地域医療介護総合確保基金については、県計画に基づく事業が関係団体との協働のもとで円滑に実施できるよう、県が必要とする額の確保を図るとともに、県の裁量で各事業区分間の弾力的な運用ができるようにすることに加え、事業効果が十分得られるよう早期の内示を行うこと。

また、地域医療構想の一層の推進を図るため、基金の財源に充当する資金のうち国の負担割合を拡大すること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 地域医療介護総合確保基金を活用する事業は、毎年度関係団体から事業提案を募集し、国が定める「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備」、「居宅等における医療の提供」及び「医療従事者の確保」に関する区分ごとの新規・継続事業を、医療介護総合促進法に基づく県計画として取りまとめているが、「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備」に重点配分されるとともに、各事業区分間の弾力運用が認められていない。
- 「居宅等における医療の提供」及び「医療従事者の確保」に関する事業は、従前の国庫補助事業から振り替えられた事業に加えて、地域医療を支える上で主力となる総合的な診療能力を有する医師の育成など、県として地域のニーズに応じて重点的に取り組むべき事業が多数あることから、事業費が大幅に増加したが、上記のとおりの配分であったため、事業規模を縮小せざるを得ない状況となった。
- 過去3年の内示時期は、事業実施予定年度の8月から11月であり、事業の実施に必要な期間が確保できていない。
- 地域医療構想の一層の推進を図るためには、「病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業」を活用した施設整備の支援が必要であり、今後の利用拡大が見込まれているが、基金に充当する財源の負担割合が、国2/3、県1/3であり、県の財源確保が困難であることから、国の負担割合を拡大する必要がある。

課題

- 地域の医療ニーズに対応した効率的かつ効果的な医療提供体制を構築するために、基金の使途を国が硬直的に規定するのではなく、地域の実情に応じて有効に利用できるよう柔軟な仕組みにするとともに、国による財政支援の強化が必要である。
- 県計画の事業効果を十分に得るためには、事業費が要望額どおりに配分されるとともに、早期に内示されることが必要である。

【参考】

○ 地域医療介護総合確保基金を活用した事業（医療分）

【区分Ⅰ】地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業

- ・病床機能分化・連携促進のための基盤整備事業
- ・医療介護連携体制整備事業 等

【区分Ⅱ】居宅等における医療の提供に関する事業

- ・糖尿病等の生活習慣病に係る医療連携の推進事業
- ・かかりつけ医認定事業 等

【区分Ⅳ】医療従事者の確保に関する事業

- ・地域医療支援センターの運営
- ・岡山大学及び川崎医科大学への寄附講座の設置
- ・看護師等養成所運営費補助事業 等

○ 地域医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）の内示時期

平成29年度	8月10日
平成30年度	9月14日
令和元年度	11月18日

提案事項

(2) 医療施設の耐震化の促進

医療施設の耐震化を更に促進するため、医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額を引き上げること。

（提案の理由）

現状

- 現行の医療提供体制施設整備交付金（施設耐震整備）の補助基準額は、従前の医療施設耐震化臨時特例基金に比べて著しく低いことなどから、医療施設の耐震化を促進する制度となっていない。

課題

- 医療施設の耐震化整備を促進するために、医療提供体制施設整備交付金の補助基準額の引上げ等を行う必要がある。

【参考】

- 本県の病院の耐震化率（令和元(2019)年9月）

※全国平均の耐震化率は平成30(2018)年9月時点

- ・病院全体 75.2%（全国平均 74.5%）
- ・災害拠点病院及び救命救急センター 80.0%（全国平均 90.7%）

- 医療提供体制施設整備交付金と医療施設耐震化臨時特例基金（平成21(2009)年度～平成28(2016)年度）との比較

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療提供体制施設整備交付金	二次救急医療機関 救命救急センター	基準面積・基準単価 2,300㎡×42,700円	医療施設耐震整備として必要な新築、増改築に伴う補強及び既存建物に対する補強に要する工事費	1 / 2
	IS値が0.3未満の病院	基準面積・基準単価 2,300㎡×202,800円		

（参考）

補助金名	対象施設	補助基準額	対象経費	補助率
医療施設耐震化臨時特例基金	災害拠点病院 救命救急センター	基準面積・基準単価 8,635㎡×276,000円	同上	同上
※平成28(2016)年度まで	二次救急医療機関	基準面積・基準単価 8,635㎡×165,000円		

提案事項

(3) 専門研修プログラムにおける適切な募集定員の設定 新規

2021年度以降の専門研修プログラムの専攻医募集定員に係る都道府県別、診療科別シーリングについて、それぞれの地域で理解されるものとするために不断の見直しを行うとともに、その実施に当たっては、地域医療確保のために弾力的な運用が可能となるものとする。

(提案の理由)

現状

- 令和元（2019）年5月14日に開催された医道審議会 医師分科会 医師専門研修部会において、全国的な医師の偏在や診療科の偏在を是正するため、日本専門医機構から2020年度専攻医募集に係る都道府県別・診療科別のシーリング案が提案された。
- 当該シーリングの実施により、本県では9診療科が対象となり、過去2年の採用実績との比較で計23人の削減となることから、岡山県医療対策協議会の意見を踏まえて国及び日本専門医機構に対してシーリング案の修正について要望活動を行った。
- その結果、地域卒卒業医師及び自治医科大学卒業医師はシーリング枠外として扱うことなど、本県の要望の一部が採り入れられ、計10人の削減にとどまるなど一定の緩和がなされたが、シーリングを緩和するための専門研修連携プログラムを設定する際に必要となる研修の対象地域に限られることも含め、地域の医療関係者の理解は十分得られていない。
- 令和2年4月10日の医道審議会 医師分科会 医師専門研修部会において、日本専門医機構から、2021年度専攻医募集定員に係るシーリング案が提案されたが、専門研修連携プログラムを設定する際に必要となる研修の対象地域は、前年度から変更されていない。

課題

- 本県の大学等で実施する専門研修プログラムは、専攻医がへき地や連携施設を一定期間ローテーションしながら研修を行うもので、県内はもとより中四国エリアに及ぶ地域の医療に貢献しているところ。また、専門医の資格取得後も、大学等から多数の医師が県内外の関連施設へ派遣され、医師偏在や診療科偏在の是正に一定の貢献をしている実情がある。
- 過去3年のうち最も多い採用数までシーリングを緩和するなど、地域の医療関係者に理解されるものとする必要がある。
- 専門研修連携プログラムを設定するための前提条件となる地域貢献率の算出にあたっては、シーリング対象外の都道府県での研修期間に加え、県内の医師少数区域（高梁・新見医療圏及び真庭医療圏）での研修期間も考慮することとされているが、県内には医師少数区域以外にもへき地など医師不足地域があることから、そうした医師不足地域での研修期間も対象として考慮するよう、地域の実情に応じた弾力的な運用を認める必要がある。

【参考】

○ 県内の医師少数区域について

国が示した医師偏在指標に基づき、本県の2次保健医療圏では、「高梁・新見圏域」及び「真庭圏域」が医師少数区域とされた。（「津山・英田圏域」は対象外）

○ 本県からの意見等による2020年度専攻医シーリングの見直し内容

見直し内容

- ①地域枠医師及び自治医大卒業医師は、シーリング枠外での取り扱いを可能とする。（本県の意見どおり）
- ②過去2年採用数のいずれかが10未満である診療科については、シーリング数を過去2年採用数のうち大きい方の数値とする。また、過去2年の採用数が極めて少ない（5未満）診療科はシーリング対象外とする。
（本県意見）医師不足地域との連携プログラムの場合は、過去2年のうち多い方の採用数までシーリングを緩和する。
- ③地域貢献率（連携プログラムを設定するための前提条件：20%）の算出にあたっては、シーリング対象外の都道府県での研修期間に加え、県内の医師少数区域での研修期間も考慮する。
（本県意見）県内やシーリング対象県の医師不足地域への派遣も、連携プログラムでの算定を可能とすること。

【当初案】（R元.5.14 医道審議会 医師分科会 医師専門研修部会）

	内科	小児科	精神科	耳鼻 咽喉科	脳神経 外科	放射線科	麻酔科	形成外科	リハ びり科
シーリング数 ※ 1	56	9	10	5	8	6	16	5	5
連携プログラム数 ※ 2	5	1	1	0	1	1	2	0	0
うち都道府県限定分 ※ 3	0	0	0	0	0	0	1	0	0
小計（A）	61	10	11	5	9	7	18	5	5

※ 1 過去の採用実績に基づき算出された定員（シーリング）

※ 2 シーリング対象外の都道府県の施設において50%以上の専門研修を行える場合に募集可能

※ 3 充足率が0.8以下の都道府県の施設において50%以上の専門研修を行える場合に募集可能

2018年度専攻医採用数	66	7	11	2	14	9	21	4	1
2019年度専攻医採用数	61	14	13	7	4	6	18	5	0
過去2年のうち多い方の採用数（B）	66	14	13	7	14	9	21	5	1

シーリングによる削減数（B-A）	5	4	2	2	5	2	3	0	0
------------------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------	----------

計23

↓ 県からの意見等による見直し（シーリング緩和）

【見直し後】（R元.9.24 日本専門医機構）

	内科	小児科	精神科	耳鼻 咽喉科	脳神経 外科	放射線科	麻酔科	形成外科	リハ びり科
見直し後シーリング数（A'） （括弧は連携プログラム数(内数)）	61(5)	14	11(1)	7	14	9	18(2)	(対象外)	(対象外)
見直し後シーリングによる削減数 （B-A'）	5	0	2	0	0	0	3	-	-
当初案からの緩和（A'-A）	0	4	0	2	5	2	0	-	-

計10

○ 2020年度専攻医採用実績

	内科	小児科	精神科	耳鼻 咽喉科	脳神経 外科	放射線科	麻酔科	形成外科
2020年度採用数	64 ※4	5	11	4	14	4	11	1

※ 4 地域枠、自治医師5人含む

○ 2021年度専攻医シーリング案（R2.4.10 医道審議会 医師分科会 医師専門研修部会）

	内科	小児科	精神科	耳鼻 咽喉科	脳神経 外科	放射線科	麻酔科	形成外科
シーリング数	55	14	10	7	(対象外)	9	14	7
連携プログラム数	7	0	1	0	0	0	3	0
うち都道府県限定分	2	0	1	0	0	0	2	0
計 ※地域枠、地域枠は対象外	62	14	11	7		9	17	7

提案事項

(4) 臨床研修医の募集定員に係る適切な都道府県別上限の設定 新規

臨床研修医の都道府県別募集定員上限について、各臨床研修病院に配分した募集定員の合計が国の定めた上限に達しない県がある場合、その差分を募集定員を必要とする県に対して、協議により当該定員の移行を可能とすること。

(提案の理由)

現状

- 令和2（2020）年1月31日に開催された医道審議会 医師分科会 医師臨床研修部会において、令和3年度の臨床研修医の都道府県別募集定員上限が了承され、同日付で国から各都道府県に対してその数値が示された。
- 当該募集定員上限の算定に当たっては、これまで「人口」又は「医学部入学定員」を用いた計算のうち大きい方を採用する部分があったところ、今回（令和3年度分）の算定から「医学部入学定員」を用いる場合は「人口」を用いた場合の1.2倍を限度とする等の変更が行われ、結果、本県の上限は194人（前年比△65人）とされた。
- 県は、当該上限の範囲内で病院ごとの定員配分を行い、その結果を国に報告することとされており、県医療対策協議会で定員の配分方法について協議したが、出席委員から、岡山県だけでなく中国・四国地方の医師の確保に激変が生じ、地域医療及び医育機関の運営への影響が甚大であり受け入れ難いとの意見が多数上がった。

課題

- 臨床研修医の募集定員に係る都道府県別上限に関して、これまで国から十分な説明がされないまま定められ、詳細な算定方法及びその根拠が公表されておらず、また、算定方法の変更による医師の偏在是正効果が不明確である。
- 本県の一部大学には、附属病院等での臨床研修を義務付けている大学独自の地域枠（約30名）があり、今回の上限算定に係る変更方針が示される以前の入学者であることから、上限算定とは別枠で考慮されるべきである。
- 医育機関、臨床研修病院、専門研修病院及び地域の医療機関における医師の育成・確保の流れを激変させることは、各医療機関の運営、ひいては、隣県のみならず中四国エリアの地域医療に多大な影響を及ぼすため、適切な激変緩和措置が必要である。
- このため、中四国エリアに限って、定員が不足している県への再配分を可能とする仕組みを構築すべきである。

22 高齢者支援対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

地域包括ケアシステムの構築に向け、介護サービスの効率的な運営が困難な地域においても介護サービスを受けることができるよう、事業者の参入インセンティブを高めるための抜本的な対策を講じること。

なお、対策の実施に当たっては、介護保険料の上昇や地方の負担増とならないよう配慮すること。

(提案の理由)

現状

- 地域包括ケアシステムを構築していくためには、中重度の要介護者等を支える在宅サービスが必要であるが、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）、夜間・早朝・深夜における訪問看護・訪問介護は、中山間地域等を抱える地方では、高齢化とともに過疎化が進行し、事業者の参入が困難となっている。

課題

- 人口減少、過疎化に伴い、今後、介護サービスの提供が難しくなることが見込まれる地域において地域包括ケアシステムを構築するためには、サービスや介護報酬を含め、抜本的な対策を図り、事業者の参入を促進していく必要がある。

23 子宮頸がん予防

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

子宮頸がんの予防については、若い世代のがん検診の受診促進とともに、エビデンスに基づくHPVワクチンに関する正しい知識の普及をあわせて行うことが効果的である。

国においては、特に若い世代に向けたがん対策に積極的に取り組むとともに、エビデンスに基づいた適切な情報を対象者等に確実に届けることができる効果的な方法を示すなど、都道府県や市町村の取組に対する専門的・技術的支援を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 現在、国内では年間約1万人が子宮頸がん罹患し、約3千人が死亡しており、特に若い世代を中心に罹患率が増加している状況にある。
- 子宮頸がんの予防については、早期の検診受診や、その原因であるヒトパピローマウイルスの感染を防ぐHPVワクチンの接種が有効であることから、岡山県では、医療関係者等と連携して、子宮頸がん検診の受診促進と、HPVワクチンが定期接種であることや、その効果とリスク等を盛り込んだ独自のリーフレットを作成し、市町村、学校等を通じ対象者等に配布するなど、正しい知識の普及に積極的に取り組んでいる。

課題

- 20歳代の子宮頸がん検診受診率が伸び悩んでいる。
- HPVワクチンについて、接種対象者等に、定期接種であることやエビデンスに基づいた効果やリスクなどの正しい知識が十分に届いていない。

24 受動喫煙防止対策の強化

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

望まない受動喫煙の防止を図るため、令和2年4月から全面施行された健康増進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）について、その内容について理解が進むよう、引き続き国において国民や施設の管理者等への周知徹底を図ること。

また、特例措置により改正法の適用が猶予され、屋内の全部又は一部で喫煙が認められた小規模な既存飲食店について、施行後の実態を把握し、適用が進むよう必要な検討を行うこと。 **新規**

（提案の理由）

現状

- 改正法が平成30(2018)年7月に公布され、令和2(2020)年4月に全面施行された。
- 改正法では、多数の者が利用する建物内を罰則付きで原則禁煙とする一方、施設の類型に応じ、一定条件下で喫煙場所・喫煙専用室等の設置が認められている。
- また、特例措置として、客席面積が100㎡以下で個人等が経営する小規模な既存飲食店については、喫煙専用室等の設置が事業継続に与える影響に配慮し、屋内の全部又は一部で喫煙を認めることとされている。
- 本県では、3月に、受動喫煙による健康被害に関する県民の理解を深め、受動喫煙の防止に向けた取組を進める岡山県受動喫煙防止条例を制定し、10月に全面施行することとしている。
- 国では、受動喫煙防止に関する普及啓発や飲食店等における喫煙専用室等の整備に取り組んでいるが、十分進んでいるとはいえない。

課題

- 改正法は4月から全面施行となったが、施設の類型ごとに例外的に認められる、喫煙場所・喫煙専用室等の設置基準等を定めた政省令について、国民や施設の管理者等に十分周知されたとは言えない状況にある。
- 特例措置により改正法の適用が猶予された小規模な既存飲食店については、その従業員が受動喫煙にさらされるおそれがあるが、その終期は示されていない。

25 福祉・介護人材の確保

提案先省庁	内閣官房、厚生労働省
-------	------------

提案事項

福祉・介護の仕事が魅力あるものとして評価・選択されるとともに、職場への定着促進を図るため、一層の処遇改善策を講じること。

特に、介護報酬については、給与水準の引上げにつながるよう、処遇改善加算を一層拡充するなどの対策を引き続き実施すること。

(提案の理由)

現状

- 福祉・介護職員については、介護報酬や障害福祉サービス等報酬の改定、処遇改善事業の実施等によって処遇改善が図られてきたところであるが、賃金や超過勤務等の労働環境の厳しさから求人に対する希望者が少なく、県内の有効求人倍率(平成30(2018)年度平均値)は3.79倍と、全職種の1.82倍を大きく上回っており、質の高い人材を確保することが困難となっている。
- 第7期岡山県介護保険事業支援計画の策定に当たり実施した需給推計によると、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年に利用が見込まれる介護サービスを提供するためには、約4万2千人の介護職員が必要となり、今後の生産年齢人口の減少を踏まえた上で推計すれば、約4千人が不足すると見込まれる。また、介護離職ゼロの実現に向け、介護人材を更に確保する必要がある。
- 介護人材確保のための取組をより一層進めるため、令和元(2019)年10月から、経験・技能のある職員に重点をおいた処遇改善のための新たな加算制度が創設されたところであるが、介護人材の確保については、依然厳しい状況にあることから、更なる処遇改善に取り組む必要がある。

課題

- 将来に向けて、介護職員の需給ギャップを埋めていくためには、地方において、関係する機関や事業所・団体が連携・協働しながら、実情に即した施策を効率的かつ効果的に実施していくことはもちろんであるが、国においても、給与水準の引上げなどの介護職員の処遇改善やキャリアパス制度の確立に向けた更なる取組が必要である。

【参考】

1 介護保険制度における介護職員の処遇改善についての取組

	施設等における処遇改善	月額(実績)
①平成21(2009)年4月 平成21年度介護報酬改定 +3.0%改定 (介護従事者の処遇改善に重点を置いた改定)	→	+ 9,000円
②平成21(2009)年10月 介護職員処遇改善交付金(補正予算)	→	+ 15,000円
③平成24(2012)年4月 平成24年度介護報酬改定 +1.2%改定 (「介護職員処遇改善加算」の創設により、 処遇改善交付金による処遇改善を継続)	→	+ 6,000円
④平成27(2015)年4月 平成27年度介護報酬改定 ▲2.27%改定 (「介護職員処遇改善加算」は+1.65%拡大)	→	+ 13,000円
⑤平成29(2017)年4月 平成29年度介護報酬改定(臨時) (「介護職員処遇改善加算」が+1.14%拡大)	→	+ 14,000円
		計 + 57,000円

- これまでの取組により、合計すれば月額5万7千円相当の給与改善となっている。
- 福祉施設介護員・ホームヘルパーの賞与込み給与の全国平均は約27.4万円であり、全産業平均の約36.6万円に比べ約9万円低い。
(「平成29年賃金構造基本統計調査」に基づき厚生労働省労健局老人福祉課作成)

2 新しい経済政策パッケージに基づく介護職員の更なる処遇改善
(介護職員等特定処遇改善加算の実施) <令和元年10月～>

○ 新しい経済政策パッケージ(抜粋)

介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。

具体的には、他の介護職員などの処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認めることを前提に、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1,000億円程度を投じ、処遇改善を行う。

- サービスごとに加算率を設定し、事業所内で経験・技能のある介護職員に厚く配分されるような仕組みになっている。

<加算率>

サービス種類ごとに勤続10年以上の介護福祉士の数に応じて加算率を設定。

また、サービス種類内の加算率も2段階に設定 <配分方法>

- ①経験・技能のある介護職員において、「月額8万円」の処遇改善又は処遇改善後の賃金が「役職者を除く全産業平均賃金水準(年収440万円)」を設定・確保
- ②経験・技能のある介護職員の平均の処遇改善額は、その他の介護職員の2倍以上
- ③その他の職種の平均の処遇改善額は、その他の介護職員の2分の1を上回らないこと

26 就労継続支援A型事業所の健全な発展

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

就労継続支援A型事業所が、制度の理念や趣旨に沿い、障害のある人の就労機会のある場として、また一般就労へのステップの場として健全に運営されるよう、現場の課題を踏まえた制度の見直しを行うこと。

(1) 経営改善に意欲的に取り組む事業所には、課題等に応じた改善策が着実に実行されるよう、補助事業の充実等を図ること。

また、事業所の生産活動（収支状況）に対する報酬上の評価を段階的に採り入れるなど、利用者保護に配慮しつつ、事業者の主体的な取組を促す仕組みを検討すること。

(2) 事業所に配置する「職業指導員」に関し、利用者個々の障害特性に応じた訓練等が適切に行えるよう、就労支援に資する研修を修了するなど、一定の研鑽を積んだ者の配置を必須とすること。

（提案の理由）

現状

○ 平成29(2017)年4月から就労継続支援A型事業所（以下「A型事業所」という。）の指定基準が厳格化され、利用者の賃金は生産活動による収益で賄うこととされたところである。

これを踏まえ、経営改善や創意工夫に努めている事業所もみられるが、人的・財政的な面での脆弱さから、自助努力だけでは実効性のある改善を積極的に進めることが難しい事業所も少なくない。

○ 利用者にとって、A型事業所は一般就労に向けた訓練の場でもあり、職業指導員の果たす役割は大きいですが、現在の基準では、指導員に特段の要件等はなく、必ずしも十分な訓練や就労支援が担保されているとは言い難い。

課題

○ 経営改善に向けた課題やニーズは事業所ごとに異なり、実際に改善を進める上では、個々の課題等に応じた専門的なアドバイスとともに、生産性の向上や事業内容の転換、事業統合等にかかる一時的な投資も必要であり、事業所への人的・財政的な支援の充実が欠かせない。

○ また、制度の趣旨等を十分に踏まえた健全な経営には、事業者の一層の意識改革が重要であり、生産活動の状況に応じた報酬の設定など、事業者自ら主体性をもって、積極的に改善に取り組むための仕組みが求められる。

○ 障害のある人が、個々の障害特性に応じ、よりよく能力を発揮して就労するためには、適性を見極め（アセスメント）や、それに基づく就労訓練等を適切に行うことのできる職員の配置が不可欠である。

既存の研修の活用も含め、就労訓練・支援に従事する職員には、一定の見識やスキルの習得を義務づける必要がある。

【参考】

1. 県内A型事業所の現状（令和元(2019)年11月現在）

○A型事業所の数

*指定権者：県、岡山市、倉敷市、新見市

県 所 管				岡山市	倉敷市	新見市	合 計
備前局管	備中局管	美作局管	計				
19	14	11	44	64	30	0	138

○県の所管するA型事業所（44事業所）の状況

- ・法人別の内訳
社会福祉法人：11、NPO法人：15、社団法人：8、株式会社等：10
- ・生産活動内容別の内訳
農作業：18.2%、食品(パン菓子、弁当、給食等)製造：38.6%、
軽作業・内職・清掃：22.7%、ものづくり(部品機械組立等)：20.5%
- ・経営状況

年度	事業所数	経営改善計画の作成		
		対象事業所※	作成不要(基準を満たす)	作成要(基準を満たさない)
H29(2017)	53	48	9 (18.8%)	39 (81.2%)
H30(2018)	51	47	13 (27.7%)	34 (72.3%)
R元(2019)	44	44	<u>14 (31.8%)</u>	<u>30 (68.2%)</u>

※指定後1年未満の事業所を除く。

2. A型事業所の体制等（基準）

○人員配置

- ・サービス管理責任者（個別支援計画の作成など） 1人以上 *法定研修の受講等が必須
- ・職業指導員（職業面での訓練） 1人以上 *特段の資格要件等なし
- ・生活支援員（生活面での支援） 1人以上 //

○事業所に対する報酬（自立支援給付）

- ・定員規模、職員配置状況、利用者の1日平均労働時間に応じた報酬単価

3. 経営改善の取組に対する経費助成（国庫補助）

○地域生活支援事業（障害者総合支援法に基づく国庫補助事業）のうち

「工賃向上計画支援等事業」

- ・事業目的
B型事業所の工賃水準の向上、A型事業所の生産活動収入を増やすための販路拡大、
商品開発、労働時間の増加その他の賃金向上を図るための取組を推進する。
- ・実施主体：都道府県
- ・補助対象経費：賃金、謝金、会議費、役務費、委託料 など

*施設の設備・備品の整備を対象とした『補助金』は対象経費とされていない。

※「岡山県A型事業所経営改善応援事業」に活用

27 ハンセン病問題対策の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消に努めるとともに、社会復帰を希望される方々への支援の充実に努めること。

また、ハンセン病問題基本法において、普及啓発活動や社会復帰の実現のための施策が国に義務付けられており、こうした施策や長島愛生園、邑久光明園の将来構想の実現に向け、全力で取り組むとともに、ハンセン病療養所が保有する歴史的建造物や過去の貴重な文献等の資料を保全し、普及啓発に活用すること。

(提案の理由)

現状

- 県内にはハンセン病療養所として長島愛生園、邑久光明園の2施設があり、合わせて226名（令和元(2019)年12月1日現在）の入所者が生活している。県は、偏見・差別の解消のための普及啓発事業や療養所全体としての社会復帰を推進する事業を実施している。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定され、その実現に向けて関係者が連携して取り組んでいる。
- 平成31(2019)年3月、両園の建物等10件（長島愛生園5件、邑久光明園5件）が、国の登録有形文化財に登録された。
- 両園に残されている過去の貴重な文献等は歴史の教訓とすべき貴重な資料であり、本県では、収集した資料を取りまとめて資料集「長島は語る（前編・後編）」を刊行するとともに、資料を整理、保存し、公開するなど、残された資料を後世につなぐ努力をしている。

課題

- ハンセン病の患者であった方やその家族の方等に対する偏見・差別の解消が実現できていないことから、国においても、これまで以上に偏見・差別解消のための活動を実施することが必要である。
- 「ハンセン病療養所の将来構想をすすめる会・岡山」において将来構想が策定されたが、その実現に向けては国の支援が不可欠である。
- 両園に残されている歴史的建造物や過去の貴重な文献等の関係資料を適切に保全していく必要がある。

28 少子化対策・子育て支援の推進

提案先省庁	内閣府、厚生労働省
-------	-----------

提案事項

(1) 少子化対策の推進

少子化対策は、単年ごとの取組では効果が薄く、継続的に事業を実施し、検証しながら発展させていくことが重要であることから、地域少子化対策重点推進交付金については、予算の増額や補助率の引上げとともに、子育て支援に係る施策等について、複数年度にわたる取組への支援をより充実するなど、柔軟に対応できる交付金とすること。

(提案の理由)

現状

- 少子化対策は結婚支援から、妊娠・出産期、子育て期までの支援を重層的かつ継続的に取り組む必要がある。平成26(2014)年の合計特殊出生率が2.81と全国トップクラスを記録した岡山県奈義町においても、10年にわたる各種の取組を継続したことにより、「奈義は子育てしやすい」との評価を得、合計特殊出生率の向上に結び付いたものであり、思い切った事業を継続して取り組むことが必要である。
- 平成30(2018)年の岡山県の合計特殊出生率は1.53であるが、平成28(2016)年度に実施した地域格差要因分析では、中国地方の他県と比べ、若い女性の有配偶率が低く、25～29歳の第2子の出生率と、30～34歳の第3子の出生率が低下していることが分かった。
また、市町村ごとの分析では、通勤圏における男女の割合が結婚に影響していること、家族・地域のきずなの強さが結婚や第3子の出生に効果的などの結果が出ており、地域の特性を踏まえた少子化対策を継続的に実施していく必要がある。
- 地域少子化対策重点推進交付金は、①結婚に対する取組②結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組を対象とし、令和元(2019)年度から複数年度にわたる取組としての実務的な支援が始まったが、財政支援については十分ではない。
- また、交付金予算額（結婚新生活支援事業費を含む）について、平成29(2017)年度実施分は総額61.3億円のところ、平成30(2018)年度実施分は30億円、令和元(2019)年度実施分は25.5億円、令和2(2020)年度実施分（令和2年度当初予算及び令和元年度補正予算）は21億円と漸減傾向となっている。
- 平成28(2016)年度補正予算では、総合的な結婚支援は10/10、結婚新生活支援事業は3/4の補助率となっていたが、令和元(2019)年度当初予算から、優良事例の横展開支援事業及び結婚新生活支援事業は1/2となっている。

課題

- 結婚支援や子育て支援は、すぐに成果が現れるものではないため、複数年度にわたる継続的な取組が必要である。
- 地域の特性に応じた効果的な取組を行う市町村を財政的な面からも強力に支援する必要がある。

提案事項**(2) 保育士の処遇改善等の推進**

- ① 保育士の確保を図るため、更なる処遇改善策を講じること。
- ② 公定価格上の保育士の人件費が実際の給与に適切に反映されるよう、公定価格に対応した経験年数や役職ごとの保育士の給与水準等を明確に示すこと。
- ③ 充実した保育サービスの提供と保育士の負担軽減を図るため、保育士を充実して配置した場合の公定価格における加算措置の拡充を図ること。

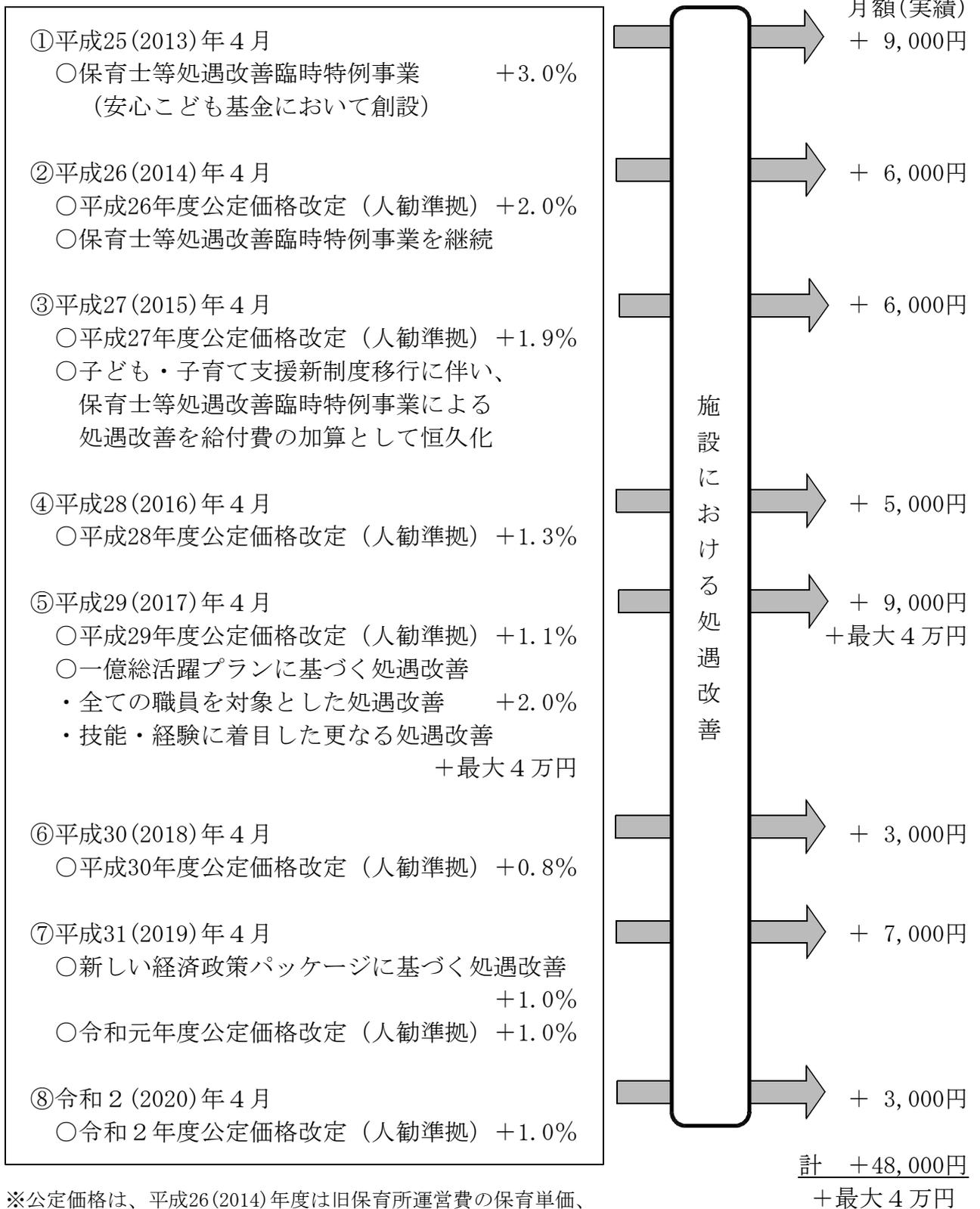
(提案の理由)**現状**

- 保育の受け皿拡大に伴い、保育士が不足する中、保育士確保のため、国制度を超えて、独自に人件費の上乗せ補助を行う自治体がある。さらに、幼児教育無償化により保育需要の増加が見込まれ、保育士不足は一層深刻化する状況にある。
- 国の施設型給付費の処遇改善等加算Ⅰは、保育所ごとに基準年度（既存施設は平成24（2012）年度）における給与水準を起点として一定の率（6～7％）の給与改善を実施することを要件に委託費を加算する仕組みであるが、給与水準の設定自体は、各事業者の判断に委ねられている。このため、元々の給与水準の高低にかかわらず、同レベルの給与改善が求められることとなり、給与水準の低い保育所においては、定められた率の改善を行ってもなお低い水準に留まっている。
- 公定価格上の保育士の人件費は、国家公務員の福祉職給料表をもとに積算されており、国家公務員の給与改定に連動した引上げが行われているが、民間保育所における給与は、必ずしもこれに準拠しておらず、昇給や各種手当の支給、前歴換算等の取扱いについても、各事業者の判断に委ねられている。このため、公定価格上想定されている人件費と実際の保育士の人件費にかい離が生じ、処遇改善が進まない要因の一つとなっている。
- 県が実施する保育所の指導監査では、給与に関しては当該法人の給与規程どおりに支給されていることの確認は行っているが、給与水準については、判断基準や指導根拠が明確でないため、十分な指導・助言を行うことは困難である。
- 保育士の配置については、国の基準により定められた人数が公定価格へ反映されており、基準以上の配置を行う場合は、現在、3歳児について、20人に保育士1人の配置基準を15人に1人に充実した場合についてのみ改善加算が措置されている。

課題

- 自治体独自の人件費上乗せ補助は、人材確保が自治体の財政力に左右され、上乗せ補助を行った市町村への人材の流出につながるおそれがあることから、地方の適切な保育サービス提供体制維持の観点から国全体としての処遇改善策が必要である。
- 処遇改善等加算Ⅰについて、給与改善の起点となる給与水準が保育所毎に異なるため、事業者の人件費負担に不公平感が生じている。
- 民間保育所の給与水準について、県が指導監査において事業者に指導・助言するための根拠が存在しないことから、公定価格上の処遇改善を実効性あるものとするためには、保育所職員に適用する給料表のモデルなど、給与水準設定の目安を明確にする必要がある。
- 質の高い充実した保育サービスの提供や保育士の負担軽減を図る上で、保育士の充実配置は有効である一方、現状の加算措置は、基準以上の配置を進める上で十分とは言えない。

【参考】保育士の処遇改善の状況（平成24(2012)年度との比較）



※公定価格は、平成26(2014)年度は旧保育所運営費の保育単価、27(2015)年度以降は施設型給付費の公定価格を指す。

- これまでの取組により、保育所に支弁される施設型給付費の公定価格上は、合計すれば月額4万8千円（最大8万8千円）の給与改善になっていると推定。

29 困難を抱える子どもや家庭への支援の推進

提案先省庁	内閣府、法務省、厚生労働省
-------	---------------

提案事項

(1) 養育費確保に向けた仕組みの構築

離婚後も親として経済的な責任を果たし、子どもの生活を支えることは、子どもの成長に不可欠であることから、共同親権の在り方の議論を進め、離婚時における養育費の取決めの義務化や養育費の不払いに対する公的機関の関与など、養育費が確実に支払われる仕組みを構築すること。

(提案の理由)

現状

- 平成28(2016)年度全国ひとり親世帯等調査では、母子家庭における養育費の取決め率は約43%、受給率は約24%と低い状況にある。
- 平成23(2011)年の民法改正により、父母が離婚の際に定めるべき事項として、養育費の分担が明示され(民法第766条第1項)、離婚届書に養育費取決めの有無をチェックする欄が追加されたが、そのチェック率は約60%にとどまっている。
- 令和元(2019)年の民事執行法改正により、養育費に係る強制執行の申立てを行う際に財産情報を得やすくするための見直しが行われたところである。
- 我が国の民法は「単独親権」を採用しており、親権を失った親が養育に関わりにくくなるという問題点等が指摘されていることから、離婚後の共同親権制度の導入や離婚要件の見直しの是非等を検討する研究会が設置され、検討が始まっている。
- 養育費の確保は全国的な課題であるが、立替え払い制度の導入の検討など、自治体における独自の取組も始まっている。
- 県では、平成29(2017)年度から、関係職員の相談能力向上を図るため、市町村窓口(戸籍、相談)担当者を対象とした研修会の実施や、県ホームページ等による情報発信を行うとともに、母子家庭の母等が養育費取決め等のため家庭裁判所等を訪れる際の同行支援を実施している。

課題

- 養育費は子どもの成長に不可欠なものであり、その請求は子どものための大切な権利であるが、その取決めは依然として低調であることから、養育費の取決めを離婚届の受理要件とする等の法令整備など実効性のある強力な仕組みづくりが必要である。

提案事項

(2) 児童虐待防止に向けた体制強化 新規

- ① 市町村子ども家庭総合支援拠点の体制拡充
市町村が地域で必要な相談援助を十分に行うため、実情に応じた職員配置により体制拡充が図れるよう、必要な財源措置を講じること。
- ② 児童福祉司スーパーバイザーに係る配置標準の見直し
児童相談所における児童福祉司の急激な増員に伴い、経験の浅い職員が増加することから、児童福祉司スーパーバイザーが専任で指導及び教育を行うことができるよう、配置標準を見直すとともに必要な財源措置を講じること。

(提案の理由)

現状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、市町村は、身近な場所で支援を担う役割・責務がある旨が明文化されるとともに、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとされた。
- 平成30(2018)年の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン(以下「新プラン」という。)」により、児童相談所の専門職員の増員と市町村子ども家庭総合支援拠点の設置に係る目標が盛り込まれた。
- 常勤職員の配置には、人口10万人当たり1人分の地方交付税措置のみ。
- 非常勤職員の配置には、人件費を含む運営費用への補助のみであるほか、上乘せ加算は「虐待対応専門員」のみで、「子ども家庭支援員」及び「心理担当支援員」には設けられていない。
- 現行の児童福祉法施行令に定める児童福祉司スーパーバイザーの配置標準は、児童福祉司の数の内数とされており、新プランにおける児童福祉司の増員分にも、児童福祉司スーパーバイザーが含まれている。

課題

- 市町村子ども家庭総合支援拠点の現行の最低配置人員は、人材確保の困難性等が考慮され、拠点設置のハードルを下げるものとなっているが、ケース管理にとどまることなく、市町村に求められているきめ細やかな支援を行っていくためには、さらなる体制整備が必要である。
- 経験の浅い職員の増加により、児童福祉司スーパーバイザーの役割は増々重要なものとなっており、指導及び教育に集中できる専任体制を整える必要がある。

提案事項

(3) 里親等委託の推進 新規

- ① 家庭養育推進の受け皿となる里親を確保するため、育児休業制度の対象を養育里親まで拡大すること。
- ② ファミリーホームの安定的な運営を確保するため、事務費の支弁方法を現員払いから、児童養護施設等と同様の定員払いに見直すこと。

(提案の理由)

現状

- 平成28(2016)年の児童福祉法改正により、虐待等により家庭での養育が困難な場合は、家庭と同様の環境である里親やファミリーホームによる養育を推進することとされ、岡山県社会的養育推進計画に掲げる里親等委託率(令和11年度までに47%)の達成に向け、受け皿となる里親の確保やファミリーホームの体制整備を図っていく必要がある。
- 平成28(2016)年の育児・介護休業法改正により、①特別養子縁組の監護期間にある子、②養子縁組里親に委託されている子等まで対象が拡大されたが、養育里親は対象とされていない。
- ファミリーホームの事務費支弁額は、開設後6か月は定員払いとされているが、その後は現員払いとなる。これに対し、児童養護施設等の事務費支弁額は、常に定員払いとされている。

課題

- 育児休業が認められない中、特に里親が共働きの場合などは、養育の選択肢が狭められることになり、里親養育の積極的な推進とともに里親による子育てを社会全体で支援していく必要がある。
- ファミリーホームについては、委託人数にかかわらず養育者の確保が必要であることから、現状の現員払いでは安定的な運営に支障が生じる。

提案事項

(4) 児童養護施設等の機能強化

- ① 児童養護施設等の小規模化・地域分散化に伴い、地域小規模施設等を一元的にサポートし人材育成を担う専任職員の配置加算を創設すること。 新規
- ② 児童養護施設の暫定定員の設定における算定対象に、子育て短期支援事業（ショートステイ）の利用実績も含めること。 新規
- ③ 児童保護措置費の教育費について、スポーツや文化的活動に要する費用も対象とすること。
- ④ 発達障害等を抱える入居者の増加に伴う支援機能の強化や適正な勤務体制の確保を図るため、自立援助ホームの職員配置基準を見直すとともに、必要な財源措置を講じること。 新規

(提案の理由)

現状

- 地域小規模施設や小規模グループケアの各ユニットをサポートする専任職員に対する配置加算がなく、当該職員を配置するのが困難な状況である。
- 暫定定員の設定における算定対象は、入所児童と一時保護委託児童のみである。
- 児童養護施設等では、発達障害や被虐待経験を有する児童の入所が増加傾向にあるが、これらの児童の支援には、スポーツや文化的活動を通じて社会性の醸成や情緒の安定を図ることが重要であり、学習意欲の向上にもつながると考えられる。
- 自立援助ホームに係る児童保護措置費の事務費一般分保護単価については、定員6名の場合、職員配置の最低基準である2.5人分の設定となっている。

課題

- 児童養護施設等の小規模化・地域分散化に伴い、ユニット化された環境下で、子どもが不適切なケアを受けたり、担当ケアワーカーが孤立することのないよう、サポートと人材育成を行う体制整備が必要である。
- 児童養護施設における入所児童数は減少傾向で、過去の入所児童数の利用実績に基づき算定する暫定定員も減少しており、暫定定員の枠内でしかショートステイの受入れができない。このため、ショートステイは家庭養育優先原則を進める上で重要な資源であり、市町村のニーズも高いものの、現状ではショートステイの受入れは年々困難になっている。
- スポーツや文化的活動については、児童の社会性の醸成や情緒の安定に大きな効果があると考えられることから、教育費に係る加算対象の拡大が必要である。
- 自立援助ホームでは、近年、発達障害等の課題を抱える入居者の増加による支援の多様化に伴い職員の高度な専門性が求められていることなどから、最低基準の職員配置では個別の支援に支障が生じるとともに、宿直業務も含めた勤務体制が確保できない。

30 災害派遣にも配慮した陸上自衛隊 日本原駐屯地等の体制の確保

提案先省庁	防衛省
-------	-----

提案事項

防衛計画の大綱に基づく自衛隊の具体的な体制の検討に当たっては、陸上自衛隊日本原駐屯地等が、県内における災害への迅速・的確な対応により、県民の安全・安心に大きく貢献していることを踏まえ、今後とも災害派遣に支障が生じることのないよう、体制の確保に十分配慮すること。

(提案の理由)

現状

- 本県において自衛隊は、平成30年7月豪雨災害において人命救助活動に取り組んでいたとともに、給水支援、入浴支援などの様々な支援や、災害廃棄物の撤去などにより、災害復旧のために多大なご貢献をいただいたところであり、県民の自衛隊への期待や信頼、感謝の想いもますます高まっている。
- 日本原駐屯地及び三軒屋駐屯地が所在する地元では、その存在が地域の経済・社会活動に大きく寄与しているとともに、住民と隊員・家族との交流などを通じて、地域コミュニティの活性化が図られている。
- 陸上自衛隊については、平成29(2017)年度末に第14戦車中隊が廃止されたが、令和元(2019)年度以降に係る防衛計画の大綱においても、戦車及び火砲を中心とした部隊の編成・装備の見直しなど、効率化・合理化を徹底したうえで、地域の特性に応じて適切に配置する基本方針が示され、戦車及び火砲を中心に編成されている日本原駐屯地の体制縮小が進められ、今後さらに、隊員数が減少することが懸念される。
- 奈義町及び津山市にあっては、平成27(2015)年度、関係団体とともに「陸上自衛隊日本原駐屯地充実期成会」を設立して、国への要望活動をはじめとした、同駐屯地の充実に向けた動きを活発化している。

課題

- 中期防衛力整備計画(2019年度～2023年度)には戦車の廃止や火砲の集約が盛り込まれ、特科隊や戦車中隊で構成される日本原駐屯地など、本県に所在する駐屯地の体制縮小が懸念される。
部隊の再編にあたっては、地域の防衛・警備はもとより、南海トラフ地震など本県における大規模災害への派遣や地域コミュニティの維持・活性化に影響が生じることのないよう、体制を確保することについて特段の配慮を求めていく必要がある。

【参考】県内の駐屯地の状況

- 陸上自衛隊日本原駐屯地(奈義町) 第13特科隊など
- 陸上自衛隊三軒屋駐屯地(岡山市北区) 第305施設隊など

31 緊急輸送拠点となる岡山桃太郎 空港の老朽化対策の推進

提案先省庁 国土交通省

提案事項

多くの利用者があり、災害時の緊急輸送拠点である岡山桃太郎空港の安全・安心を確保するため、滑走路やエプロン等の施設の老朽化対策に必要な財源を継続的に確保すること。

(提案の理由)

現状

- 年間約150万人が利用する岡山桃太郎空港は、地震等災害時には物資や人員の緊急輸送拠点として位置づけられているが、滑走路やエプロン等の施設については、昭和63(1988)年の開港以来32年が経過していることから、定期的な点検等により劣化・損傷の程度を把握するとともに、老朽化が進行している施設については、航空機の安全運航のため計画的な更新・改良が必要である。

課題

- 平成30年7月豪雨による多大な被害や東日本大震災の経験を踏まえ、防災上においても重要な公共施設の安定的な運用が重要であるが、岡山桃太郎空港の老朽化対策に向け、多額の財政負担が課題となっている。

【参考】国の航空局予算の推移

(単位：億円)

年 度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度
空港整備勘定	3,891	4,309	4,288	6,623
一般空港等	838	1,112	1,014	1,153 ※
うち岡山桃太郎 空港分	1.22	2.98	1.46	1.45

※一般空港等…福岡空港滑走路増設事業、ターミナル地域の機能強化、空港の老朽化対策等

32 電源三法交付金の交付延長

提案先省庁	文部科学省
-------	-------

提案事項

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設における研究終了後も、同センターが存続する限り、地元住民や県民の安全確保等のため、引き続き、防災対策、広報・調査、地域振興に資する電源三法交付金は不可欠であり、交付を継続すること。

(提案の理由)

現状

- 国の原子力研究を担うべく国策として建設された国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのウラン濃縮施設は、平成12(2000)年度までにウラン濃縮に係る運転を終了し、現在は同施設の解体や除染技術の研究開発が行われているが、これらの終了に伴い、本県、津山市及び鏡野町に防災対策、広報・調査及び地域振興を目的として交付されている電源三法交付金について、近いうちの打ち切りが懸念される状況にある。
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターは、平成28(2016)年12月に新たにウラン廃棄物を安全に処理・処分するための研究開発の構想を公表し、外部の専門家等で構成する懇話会での意見や提言を踏まえ、現在、研究を進めているところであるが、この構想と交付金の継続との関係は不明確である

課題

- 現在、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターでは核燃料物質の保管が続いており、引き続き安全性の確保や緊急時の対応体制の維持が求められている。また、施設の解体に伴い、今後も放射性廃棄物が発生する見通しであり、引き続き防災対策を実施する必要がある。
- 一方で、広報・調査や地域振興を目的とした交付金は、「原子力発電と密接な関連を有する施設」が対象とされ、範囲が不明確であるため、施設の現況を踏まえ、地域住民や県民の理解を深める観点からも、同センターの廃止まで継続を明確にする必要がある。

【参考】

○ 核燃料等の保管量 (t U)

核燃料等の種類	保管量
天然ウラン	67.7
濃縮ウラン	31.3
劣化ウラン	2,597.1

(令和元(2019)年12月末現在)

○ 解体終了時の発生廃棄物量 (推定)

廃棄物の種類	排出量
非放射性廃棄物	106 千t
放射性廃棄物	24 千t
計	130 千t

33 国営造成施設の安全性確保と国営事業の推進

提案先省庁	農林水産省
-------	-------

提案事項

- | |
|---|
| <p>(1) 県内に存する国営造成施設について、早急に耐震性調査を進めること。</p> <p>(2) 児島湾締切堤防の耐震工事（児島湾沿岸地区）をはじめ、現在実施中の国営事業の早期効果発現に向けて、事業進度の加速化を図ること。</p> |
|---|

（提案の理由）

現状

- 県内の国営造成施設は、建設時の耐震設計基準に基づき建設され、一定の耐震性を有しているが、南海トラフ地震が発生した場合は、想定を超える大規模被害が発生するおそれがあり、国は、笠岡湾干拓堤防等主な国営造成施設の耐震性調査を進めている。
- 現在実施中の国営事業のうち、令和元(2019)年度に新規着工した児島湾沿岸地区と寺間地区では、令和2(2020)年度から工事に着手し、今後、本格化していく予定である。
- 国の機能診断に基づき、新田原井堰等の長寿命化対策を実施している吉井川地区では、当初の予定より工事の進捗が遅れ、工期が令和4(2022)年度まで2年間延伸された。
- こうしたことから、事業進度の加速化が必要であるが、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は、令和2(2020)年度をもって終了することとなっており、工事の進捗への影響が危惧される。

課題

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 今後発生が予測される最大規模の地震・津波に対する国営造成施設の安全性を確保するためには、実施中の耐震性調査を早急に進め、対策が必要となれば、重要性・緊急性等を勘案し、優先度の高いものから順次対策を実施していく必要がある。 ○ 工事に着手した児島湾締切堤防は、農業用水の確保をはじめ、背後には約4,300haの農地や5万人の人口、多くの公共施設等を抱える重要な施設であり、県民の安全・安心を確保するため、一刻も早い完了が望まれている。 ○ 基幹的農業水利施設であるダムや井堰などの国営造成施設は、施設の老朽化により、農業用水の安定供給や農地の湛水被害の防止等に支障が生じており、地域農業の持続的発展のためには、施設の長寿命化対策を早急に進める必要がある。 |
|--|

【参考】 県内に存する主な国営造成施設

施設名	管理者	所在地	規模	耐震性調査	実施中の国営事業	
					耐震対策	長寿命化対策
こしまわんしめきりていぼう 児島湾締切堤防	県	岡山市	堤長 1,558m	調査済	国営総合農地防災事業 児島湾沿岸地区	—
かさおかわんかんたくていぼう 笠岡湾干拓堤防	県	笠岡市	堤長 4,666m	調査中	—	—
しんたわらいせき 新田原井堰	県	和気町	堰長 220m	調査中	—	国営かんがい排水事業 吉井川地区
おさかべがわ 小阪部川ダム	改良区	新見市	堤長 145m 堤高 67.2m	調査済	(不要)	国営施設機能保全事業 小阪部川地区
にしほら 西原ダム	改良区	奈義町	堤長 192m 堤高 46.1m	調査中	—	—
笠岡湾干拓地 てらまはいすいきじょう 寺間排水機場	笠岡市	笠岡市	排水機 4基	調査済	国営施設応急対策事業 寺間地区	

34 治水及び高潮・津波対策事業の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

平成30年7月豪雨により高梁川水系小田川支川の末政川、高馬川、真谷川、旭川水系砂川など多くの河川で堤防の決壊等が発生し、広範囲にわたり甚大な浸水被害がもたらされた。このたびの災害や気候変動に伴う水害の頻発・激甚化を受け、水害対策の推進を求める県民の声は一層高まっているため、治水及び高潮・津波対策事業を強力に推進するとともに、十分な予算を確保すること。

また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が令和2年度で終了するが、令和3年度以降も防災・減災対策に必要な財源を確保すること。

(1) 直轄管理区間の改修等推進

- ・ 高梁川水系小田川合流点付替え事業等
- ・ 旭川中上流ダム再生事業 新規
- ・ 高潮対策事業等の推進
- ・ 適切な維持管理の実施

(2) 県管理河川事業及び高潮・津波対策事業予算の確保

(提案の理由)

現状

- 治水事業等は、国土を保全し国民の生命と財産を守り、他のインフラとの相乗効果により民間投資を呼び込み、ストック効果を生み出すが、国の治水事業等予算は20年程前の約4割まで落ち込んでおり、回復の兆しがやや見えるものの十分とは言えないため、計画的な事業の推進には、更なる十分な予算の確保が必要である。
- 本県では、平成10(1998)年、平成16(2004)年、平成21(2009)年、平成23(2011)年に引き続き、平成30年7月豪雨でも甚大な浸水被害が広範囲に発生しており、水害対策の推進について県民の関心が一層高まっている。
- 気候変動の影響による水害の頻発・激甚化が懸念される中、人口、資産が集中する岡山市街地等の水害リスクを軽減するためには、旭川ダム等の再生事業を推進する必要がある。
- 県南部沿岸地域は、干拓と埋め立てによりできたゼロメートル地帯であり水害リスクが高いが、この252km²の域内に人口39万人が居住し、水島工業地帯や岡山市南部で県内の製造品出荷額の約6割を占めるなど、人口や産業が集中している。
- 県管理河川のうち要整備延長は1,831kmであるが、整備済延長は暫定的なものを含めても690kmにとどまっている。また、海岸保全施設のうち高潮等に対する整備が必要な延長は147kmに対し、高さが確保されているのは51kmにとどまっている。
- 平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3か年で、氾濫の危険性が特に高い区間の樹木伐採・河道掘削等を緊急的に実施しているが、水害に対して危険な箇所は多く存在しているため、引き続き十分な財源の確保が必要である。

- 河川激甚災害対策特別緊急事業や河川災害復旧等関連緊急事業など大規模事業の実施期間中は、河川改修事業費が大きく減少する可能性があるが、県下の治水安全度の着実な向上等を図るためには、大規模事業の有無によらず、十分な予算の確保が必要である。

課題

- 県南部沿岸地域は、低平地に人口等が集積する市街地が形成されており、台風や高潮等によりひとたび災害が発生すると、大規模な被害状況となることから、早急な整備が必要である。
- 岡山県の河川整備や高潮・津波対策を計画的かつ早急に推進し、治水安全度等の着実な向上を図るためには、改良復旧事業を含めた治水事業等に係る十分な予算の確保が喫緊の課題である。
- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は令和2(2020)年度までの事業であるが、水害対策・土砂災害防止対策が必要な箇所は多く存在していることから、継続的な財源の確保が課題である。

【参考】治水及び高潮対策等事業(令和2(2020)年度実施予定)

直轄管理河川改修事業	吉井川、旭川、高梁川（小田川含む）
県管理河川改修事業	一級河川砂川、二級河川足守川等34河川
建設海岸・港湾海岸	三幡九幡海岸等5箇所、水島港海岸等11箇所

35 「命を守る」土砂災害防止対策の推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

県内には、花崗岩・マサ土などの脆弱な地質が広く分布し、平成30年7月豪雨により広範囲で土砂災害が発生したが、さらに令和元年9月にも豪雨により土砂災害が発生しており、気候変動に伴う土砂災害の頻発・激甚化が懸念されることから、県民の生命と財産を守る土砂災害防止対策を重点的に推進する必要があるため、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業について、十分な予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 県内には、土砂災害が発生しやすい花崗岩・マサ土が県土の約40%に分布している。また、土砂災害危険箇所が11,999箇所あり、このうち、ハード対策が必要な危険箇所は、5,692箇所あるが、令和元(2019)年度末の施設整備率は27.4%と低い。
- 平成30年7月豪雨では、県内の広範囲での土砂災害により、人的被害や建物被害が多数発生した(土砂災害315件)が、さらに、令和元年9月には、新見市で局地的豪雨により土砂災害が発生し、建物やJR施設内に土砂が流出する被害が生じた。
- 平成30年7月豪雨をはじめとする土砂災害の発生や土砂災害特別警戒区域の指定により、住民からハード対策を求める要望が増加している。
- ハード対策については、要対策箇所も多いことから、近年土砂災害の発生した箇所、保全人家の多い箇所や避難施設がある箇所など、重点的に整備を進める必要がある。
- 平成30(2018)年3月に策定した砂防関係施設長寿命化計画に基づき、砂防関係施設の健全度等を把握し、長期にわたり施設の機能及び性能を維持・確保することを目的として、昭和52(1977)年以前の基準により整備した箇所の改築などを的確に実施する必要がある。

課題

- 土砂・流木対策のための砂防堰堤等の整備などハード対策を重点的に推進していくためには、砂防関係事業費の確保が必要である。
- 岡山県砂防関係施設長寿命化計画に基づき、旧基準により整備した箇所の改築などを的確に実施するため、十分な予算の確保が必要である。
- 「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」は令和2(2020)年度までの事業であるが、依然として土砂災害防止対策が必要な箇所は多く残っており、気候変動に伴う土砂災害の頻発・激甚化が懸念されることから、継続的な財源の確保が課題である。

【参考】

3か年緊急対策事業費

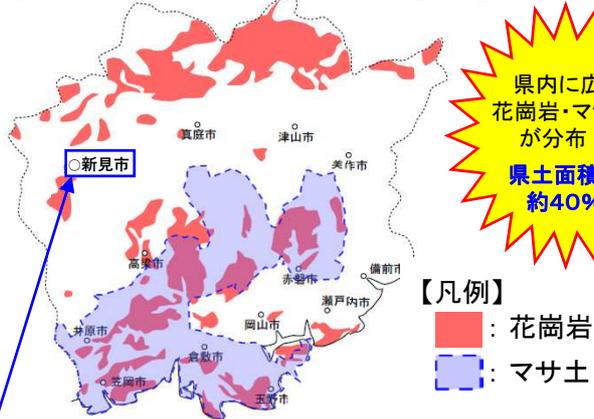
単位：億円

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
全 体	6.3	9.7	3.7
うちハード分	4.2	3.4	3.7
うち基礎調査	2.1	6.3	0

岡山県の土砂・流木災害リスク

- 土砂災害が発生しやすい花崗岩・マサ土が県内に広く分布。
- 令和元年度末時点で、4,135箇所の要対策箇所が残っている。
- 平成30年7月豪雨では、県下の広範囲での土砂災害により、人的被害や建物被害が多数発生している。さらに、令和元年9月には、新見市で局地的豪雨により土砂災害が発生し、建物やJR施設内に土砂が流出する被害が生じた。気候変動に伴う土砂災害の頻発化・激甚化を懸念している。

【県内の花崗岩・マサ土の分布】



【土砂災害危険箇所の施設整備状況】

	危険箇所数	うち要対策箇所数	R元までの整備済箇所数		残要対策箇所数
			R元未整備率		
土石流	6,441 全国6位	3,019 全国6位	929	30.8%	2,090
急傾斜地	5,360	2,475	558	22.5%	1,917
地すべり	198	198	70	35.4%	128
計	11,999	5,692	1,557	27.4%	4,135

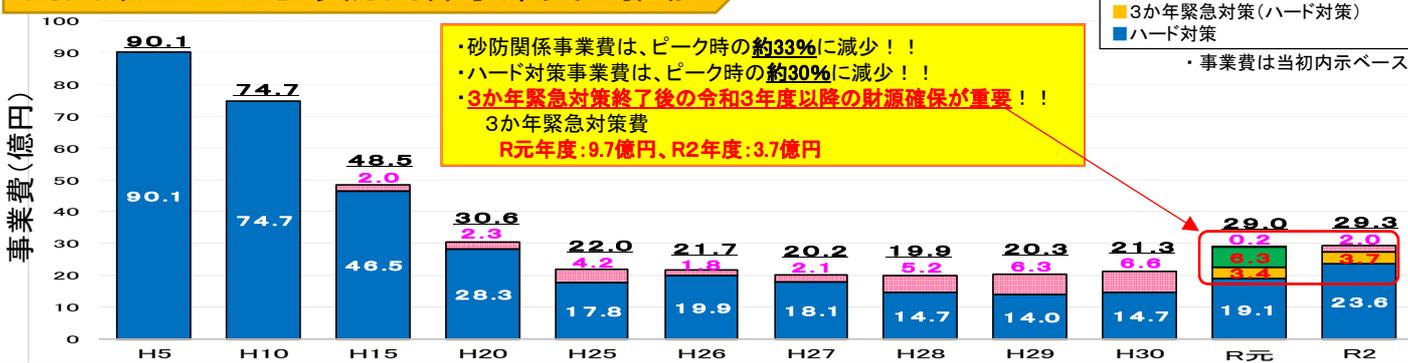
令和2年3月31日現在

令和元年度末の施設整備率 **27.4%**

令和元年9月3日の豪雨により新見市で土石流が発生（災関緊急事業採択）



岡山県における砂防関係事業費の推移



36 南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進

提案先省庁	国土交通省
-------	-------

提案事項

南海トラフ地震の発生が差し迫っている中、地震と津波から県民の生命・財産を守るため、十分な予算を確保し、国土強靱化に資する防災・減災対策に係る土木施設の整備を加速化させること。

(1) 河川及び海岸の耐震化・液状化対策

堤防、護岸、水門など、海岸保全施設や河川管理施設の耐震化と液状化対策を推進するための予算を確保すること。

(2) 道路の防災対策

緊急輸送道路の道路防災対策や、道路橋梁の耐震化を推進するための予算を確保すること。

(3) 下水道の耐震化

災害に強いまちづくりを支援するため、下水道の耐震化を推進するための予算を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 南海トラフ沿いにおける地震（M8～M9クラス）の、今後30年以内での発生確率は70～80%となっており、岡山県内における最大震度は6強が想定されている。
- 吉井川・旭川・高梁川の河口部である岡山平野をはじめ、干拓等により形成されたゼロメートル地帯が県南部沿岸地域に広がっており、高潮による浸水被害を受けやすく、また、大規模な地震による液状化現象が発生した場合には、堤防等が沈下・崩壊する可能性があり、河川水や海水の流入により、甚大な浸水被害が発生する恐れがある。
- 平成30年7月豪雨をはじめ、大阪北部地震や北海道胆振東部地震など近年頻発・激甚化している大規模な自然災害の発生状況を踏まえ、国土強靱化に資する防災・減災対策を加速させる必要がある。
- 平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災や平成28(2016)年4月に発生した熊本地震では、土木施設が大きな被害を受け、地震直後から必要な緊急輸送を行うことが困難となった。
- 大規模災害時に救急活動や輸送のルートとなる緊急輸送道路について、本県における落石等危険箇所の道路防災対策率は52.7%、道路橋梁の耐震補強進捗率は63.6%にとどまっている。

課題

- 県南部沿岸には、人口等の集中した低平地が広がっており、ひとたび高潮被害が発生すると大規模な被害となることから、早急な整備が急務となっている。
- 今後とも、高潮に加え、地震・津波に対して、海岸保全施設をはじめとする土木施設の整備を早急に推進していく必要がある。
- 防災・減災対策の強化のため、令和2(2020)年度の国の公共事業関係予算は、前年度と同程度(前年度比99.2%)とされたところであるが、近年の大規模災害の頻発・激甚化を踏まえると、南海トラフ地震に備えた土木施設の整備推進に資する交付金等の継続的な確保に懸念がある。

【参考】

- 岡山県の土木施設整備状況（防災・減災関連）（R2(2020).3末現在）

区 分	内 容	整備率
河 川	県管理区間の河川改修	37.7 %
海 岸	建設海岸・港湾海岸の海岸保全施設整備（高潮対策）	34.3 %
道 路	緊急輸送道路上の落石等危険箇所対策	52.7 %
	緊急輸送道路上の道路橋梁の耐震化	63.6 %
下 水 道	児島湖流域下水道の耐震化	未 了

- 今後、特に早急な対策が求められる箇所

海 岸	… 建設海岸：三幡九幡海岸（岡山市中区桑野～東区九幡）、 岡南海岸（岡山市南区北浦） 等 港湾海岸：岡山港海岸北浦幸島地区（岡山市東区）、 東備港海岸日生地区（備前市） 等
河 川 (直轄区間)	… 吉井川：岡山市東区西幸西、九幡地区 旭 川：岡山市中区平井地区 高梁川：倉敷市連島町鶴新田地区
道 路	… 落石等危険箇所(緊急輸送道路)：(国) 180号(新見市法曾～千屋実) 等 道路橋梁(緊急輸送道路)：(国) 484号 高梁跨線橋 (主) 倉敷美袋線 船穂玉島高架橋 (一) 藤戸連島線 連島高架橋 等
流域下水道	… 児島湖流域下水道浄化センター及び幹線管渠

37 水道施設の耐震化の推進

提案先省庁	厚生労働省
-------	-------

提案事項

水道施設等耐震化事業における採択要件を緩和するとともに、交付率を大幅に引き上げ、要望額を満額交付することで、水道施設の耐震化の推進を図ること。

(提案の理由)

現状

- 水道施設等耐震化事業の採択要件の1つである資本単価要件を満たす水道事業者は、県内27事業者のうち15事業者に限られ、また、同事業のうち布設後40年以上経過した管路を更新する水道管路緊急改善事業の採択要件である企業債残高等に係る要件を満たす水道事業者は、県内27事業者のうち19事業者に限られている。さらに、事業の採択を受けられても、交付率は1/4～1/3とされ、水道施設の耐震化が進んでいない。
- 本県では、給水人口当たりの上水道の管路延長※(8.31m/人)が全国平均(5.78m/人)を大幅に上回っており、各水道事業者は、水道施設の耐震化に係る財政負担が大きく対応に苦慮している。※平成29(2017)年度
- また、要望額の満額交付による水道施設の計画的な耐震化が急務である。

これまでの要望額に対する内示率

年度	H27(2015)	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R元(2019)	R2(2020)
内示率	71.1%	63.7%	75.5%	100.0%	100.0%	104.1%

課題

- 本県では、沿岸部を中心に10市4町が南海トラフ地震対策特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、水道施設の耐震化に早急に取り組む必要がある。

【参考】

- 水道施設の耐震化率(平成30(2018)年度末)

	基幹管路耐震適合率	浄水施設耐震化率	配水池耐震化率
全国	40.3%	30.6%	56.9%
岡山県	32.0%	30.5%	56.8%

38 警察基盤の整備充実

提案先省庁	警察庁
-------	-----

提案事項

(1) 治安対策用装備資機材の整備充実

現下の治安情勢に的確に対応するため、捜査用車両、防弾楯等の治安対策用装備資機材の充実を図ること。

(2) 安全で快適な道路交通環境の実現

幹線道路等における交通の安全と円滑を確保するため、交通信号機等の高度化更新、集中制御エリアの拡大等を図るほか、光ビーコン等の機能を活用した新交通管理システム（UTMS）の更なる整備や信号灯器のLED化等を推進して、安全で快適な道路交通環境を実現すること。

(提案の理由)

現状

- 近年、刑法犯認知件数が着実に減少するなど、県下の治安水準は改善傾向にあるが、殺人、強盗等の凶悪事件が後を絶たないほか、全国的にみても、交番勤務中の警察官が襲撃される事件や暴力団員等による刃物や銃器を用いた事件が続発するなど、警察活動を取り巻く環境は厳しい情勢にあるが、捜査用車両、防弾楯等の治安対策用装備資機材の必要数の充足には至っていない。
- 令和元年中における県下の交通事故死者数は75人と、前年と比べて7人増加し、人口10万人当たりでも全国平均を上回るなど、厳しい情勢が続いている。本県は、中国・四国地方における広域交通網の結節点となっているため他県からの流入車両が多く、県南部の岡山市、倉敷市等の市街地に通じる主要幹線道路を中心に交通渋滞が慢性化している状況にある。

課題

- 治安情勢に応じ、的確な警察活動を推進するため、各種装備資機材の早急な整備充実を図る必要がある。
- 安全で快適な道路交通環境を実現するため、交通状況に応じたきめ細かな信号制御によって交通の円滑化を図るとともに、視認性の確保や消費電力の抑制に向けた信号灯器のLED化等を推進する必要がある。

39 地域の実情に応じた地域公共交通の維持・確保

提案先省庁	総務省、国土交通省
-------	-----------

提案事項

バス路線や第三セクター鉄道、JR在来線等の地域公共交通を維持・確保するため、地域の実情を踏まえ、以下の支援を講じること。

(1) 地域公共交通の維持・確保

バス路線をはじめとする地域公共交通の維持・確保について、制度の改正も含め、必要な措置を講じること。

(2) 離島航路の維持

離島航路の維持については、現在対象となっていない航路を支援対象に含めるなど、財政支援の拡充を図ること。

(3) 第三セクター鉄道の経営安定化等

「井原鉄道」など第三セクター鉄道の経営安定化と運行の安全を図るため、鉄道施設の更新・修繕経費に対する支援を拡充すること。

特に、井原鉄道は高架橋等が多いことから、耐震補強経費に対する財政支援の拡充を図ること。

(4) JR在来線の利用促進

JR在来線の利用促進に向けた、沿線自治体等の取組に対する支援を拡充すること。

(提案の理由)

現状

- 人口減少や高齢化といった地域公共交通を取り巻く厳しい状況の中、一部の地域では、バス路線新設により事業者間の競争が激化している。
- 国では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等を改正し、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進していく予定であるが、制度の詳細が示されていない。
- 幹線のバス路線への運行費補助等については、地域の公共交通を維持確保するために必要な事業となっている。
- 離島航路については、地域公共交通確保維持改善事業（離島航路運営費等補助事業）が実施されているが、原則として補助対象は旅客定員13人以上の船舶による定期航路が前提となっている。また、特別交付税算定額の対象となる離島航路も同様である。
- 地域鉄道の鉄道施設の更新・修繕については、鉄道施設総合安全対策事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）及び地域公共交通確保維持改善事業（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業が実施されているが、鉄道施設の老朽化等のため、事業者からの補助要望額の増加が見込まれるが、十分かつ確実な予算の確保がなされていない。

- 第三セクター鉄道である井原鉄道については、厳しい経営状況を踏まえ、県や沿線自治体が、「上下分離方式に準じた方式」により、鉄道施設の更新・修繕経費を負担しているため、国庫補助金で措置されなかった費用については、県や沿線自治体の負担となる。

また、地方公共団体が行う地域鉄道の投資への補助に対しては、平成25(2013)年度から特別交付税が措置されているが、措置率は30%と、バス路線や離島航路の維持に関する措置率(80%)と比べて低率である。

令和元(2019)年度関係自治体負担総額

190,801千円(うち岡山県負担額:90,575千円)

更に、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する指針が平成30年3月30日に改正され、緊急輸送道路等と交差又は並走する高架橋等については、令和4(2022)年度までに耐震補強を実施することとなったが、路線の多くが高架橋である井原鉄道の場合、費用が多額となる。

- JR在来線については、特に県北部において、利用者数の減少が著しいことから、関係市町村や団体と連携して、JR西日本への要望活動や利用促進の取組を行っている。
- 地域公共交通の利用促進に対する支援として、地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通調査等事業)が実施されているが、地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画に基づく事業に限定されている。

課題

- 人口減少や高齢化といった地域公共交通を取り巻く厳しい現状の中、バス路線の維持・確保が難しくなっている地域がある。一方、一部の地域では、バス路線新設により事業者間の競争が激化している。こうした中、制度や財政支援について地域の実情に沿った見直しを行う必要がある。
- 離島に暮らす住民にとって不可欠な交通手段である離島航路の維持を図っていくためには、不定期航路も含めて関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- 井原鉄道については、今後、施設の老朽化や高架橋等の耐震補強に伴い、経費が増加することから、十分かつ確実な予算の確保を行うとともに、制度の充実などにより、関係自治体の負担軽減を図る必要がある。
- JR在来線については、沿線住民への利用に向けた啓発活動や沿線の魅力発信による沿線外からの集客など、沿線自治体等による利用促進に向けた取組を進めることが重要である。

40 中山間・離島地域等の活力創出

提案先省庁 内閣府、総務省、農林水産省、国土交通省

提案事項

(1) 中山間地域等の活力創出

過疎地域等の条件不利地域である中山間地域において、その特性に応じた経済基盤や生活環境の整備、移住・定住施策の促進など、長期的な視点に立った地方創生の施策に取り組めるよう、国として継続的な支援を行うこと。

また、過疎市町村等が、各種施策を着実に進められるよう、地方債計画における過疎対策事業債、辺地対策事業債の必要額の十分な確保を図ること。

(2) 新たな過疎対策に係る法律の制定

現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月に失効することから、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう、新たな法律を制定すること。

新たな法律の制定にあたっては、過疎地域などの条件不利地域の置かれた厳しい状況を踏まえ、地域の将来を見据えたものとなるよう地域指定要件を見直すとともに、過疎対策事業債等の制度を維持し、対象事業の拡大など、更なる支援の拡充を図ること。

(3) 離島振興対策の推進

豊富な海洋資源や豊かな自然環境などを有する離島地域の振興に向けて、地方の実情に沿った総合的な離島振興施策を展開できるよう、必要な予算額を確保すること。

(提案の理由)

現状

- 県土の約75%を占める中山間地域においては、人口減少と高齢化が急速に進行し、生活基盤を支える農林水産業の担い手の減少、野生鳥獣被害の深刻化、買い物や通院に必要な生活交通の弱体化など多くの問題を抱えており、中山間地域の自治体は、課題解決のための財源確保に苦慮している。
- 本県では、これまで中山間地域活性化基本方針及び過疎地域自立促進方針等に基づき、ソフト・ハード両面から総合的な取組を推進するとともに、「おかやま創生総合戦略」及び「新晴れの国おかやま生き生きプラン」に基づき、小さな拠点の形成支援や、地域おこし協力隊の活用促進、移住・定住の促進など、中山間地域等の活力創出に取り組んでいる。
- 国においては、現行の過疎地域自立促進特別措置法が令和2(2020)年度末に期限を迎えることを見据えて、平成29(2017)年度から過疎問題懇談会において、課題整理や新たな過疎対策についての基本的な考え方などについて議論を進めてきている。
- 離島地域については、依然として社会基盤や生活環境等の面で立ち後れ、中山間地域以上に厳しい状況にあり、本県では、離島振興法に基づく「岡山県離島振興計画」を策定し、関係市等との協働により、離島振興施策を着実に実施することとしている。

課題

- 中山間・離島地域等において、人口減少社会にあっても地方が責任を持って持続可能な地域づくりを推進するため、地域の実態に応じた実効的な対策を切れ目なく講じられるよう、国において、弾力的で柔軟な運用が可能な地方への財政支援措置を拡充する必要がある。
- 現行の過疎地域自立促進特別措置法においては、人口減少率と財政力を地域指定要件としているが、日本全体が人口減少社会にある中、新たな法律の制定にあたっては、将来の人口推計や高齢化率等も考慮するなど、地域の将来の在り方を見据えたものとなるよう地域指定要件の見直しが必要である。
- 簡易水道事業から上水道事業への統合が進む中、老朽化した水道管の更新費用が、過疎市町村にとって、特に大きな財政負担となっているが、統合後の上水道事業は過疎対策事業債の対象から外れており、地方の今日的課題に対応できていない。

【参考】

○ 本県の中山間地域の状況

山間地及びその周辺の地域等地理的及び経済的条件に恵まれない地域で、次のいずれかに該当するもの

- ・ 山村振興法に規定する山村
- ・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律に規定する特定農山村地域
- ・ 過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域

区 分	市町村	面積 (km ²)	人口 (人)	高齢化率 (%)
全 県 域	27	7,114.62	1,921,525	28.7
中 山 間 地 域	22	5,354.70	550,250	34.4
中山間地域の割合	81.5%	75.3%	28.6%	—

(注) 人口及び高齢化率は、平成27(2015)年の国勢調査による。

○ 本県の過疎地域の人口推移

(単位：人)

	昭和45年	昭和55年	平成2年	平成12年	平成22年	平成27年
全 県 域	1,707,026	1,871,023	1,925,877	1,950,828	1,945,276	1,921,525
過 疎 地 域	463,465	434,736	412,562	381,934	340,477	315,605

(注) 人口は、国勢調査による。

○ 本県の離島地域の状況

6市6地域の17島(うち有人島14)

(単位：人)

区 分	人 口			高齢化率 (%)	
	平成17年	平成27年	減少率 (%)	平成17年	平成27年
離 島 地 域 計	3,101	2,005	△35.3	56.1	66.6
中 山 間 地 域 計	610,110	550,250	△9.8	28.6	34.4
全 県 域	1,957,264	1,921,525	△1.8	22.5	28.7

(注) 人口及び高齢化率は、国勢調査による。

41 フロン排出抑制対策の推進

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

提案事項

フロン排出抑制対策が的確かつ効果的に推進されるよう、フロン排出抑制法について、次のとおり改正を行うこと。

- ① 規制の対象となる業務用冷凍空調機器（以下「機器」という。）の届出制度の創設
- ② 機器の定期点検を行う者に係る法定資格の創設
- ③ 政令指定都市及び中核市の長への機器の管理者等に対する立入検査や指導等の権限の移譲

（提案の理由）

現状

- 充填・回収事業者のような届出制度が設けられずに、機器の管理者に対する立入検査や指導等の権限が都道府県知事に移譲されているため、的確かつ効果的な実施に支障を来している。
- 機器の定期点検を実施することができる者は「十分な知見を有する者」とされているが、その範囲は、経済産業省及び環境省の運用上の規定のみであり、法令での位置付けが無い場合、業者選定に支障を来すなど実効性や客観性が十分担保されていない。
- 環境関係法令に係る立入検査や指導等の権限は、政令指定都市や中核市の長に移譲されているが、当該法令は全て都道府県知事に留められているため、各々の制度等の一体的かつ効果的な運用を阻害している。

平成28(2016)年12月20日に、地方分権改革に関する平成28年の地方からの提案等に対する対応方針として「フロン排出抑制法の施行後5年を経過（令和2(2020)年4月以降）した場合に行うこととしている見直しの際に、地方公共団体、事業者等の関係者の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」旨が閣議決定された。

- 国は、機器の廃棄時におけるフロン漏洩対策を強化するため令和元年(2019)6月に法改正を行ったが、本県の提案内容は反映されていない。この改正により、解体現場や廃棄物・リサイクル業者に対する立入権限が付与されたが、政令指定都市及び中核市では建設リサイクル法、廃棄物処理法、大気汚染防止法等の所管はすべて市側であるため、情報の入手や立入時の連携に際して障害となる範囲も拡大している。

<法改正（令和元(2019)年）の概要>

- ・ 機器廃棄の際の取組（機器使用者がフロン回収を行わない場合の直接罰の導入等）
- ・ 建物解体時の機器廃棄の際の取組（解体現場への立入検査の対象範囲拡大等）
- ・ 機器が引き取られる際の取組（フロン回収済み証明が確認できない機器の引取禁止）

課題

- フロン排出抑制法を円滑かつ適切に運用していくためには、立入検査対象を的確に把握するための届出制度を創設する必要がある。
- 定期点検の実効性や客観性を担保するためには、点検を実施する者に係る資格を法律上明確にする必要がある。
- 機器の管理者等に対する立入検査や指導等を効果的に実施するためには、他の環境関係法令と同様、その権限を政令指定都市や中核市の長に移譲する必要があり、法施行後5年経過時の見直し時期に併せ、権限移譲の実現について、早急に検討する必要がある。

【参考】事業所数

区 分	事業所数
岡山市（政令指定都市）	32,388
倉敷市（中核市）	18,765
その他市町村	30,962
計	82,115

（平成26(2014)年経済センサス）

42 環境保全対策の推進

提案先省庁	環境省
-------	-----

提案事項

(1) 微小粒子状物質（PM_{2.5}）対策の充実

- ① 固定発生源（工場・事業場）に対する排出規制の強化に当たっては、科学的知見の充実を十分に図った上で進め、効果的かつ効率的なものとなるようにすること。
- ② PM_{2.5}の濃度上昇を減らす施策を地域で進めるためには、稲わら等の野焼きによる環境・健康への影響などを国が率先して国民に発信することが重要であるので、関係省庁と連携して効果的な取組を行うこと。 新規

（提案の理由）

現状

- 本県では、平成22(2010)年度から微小粒子状物質（以下「PM_{2.5}」という。）の測定を開始し、現在は県内27(R2.3月末確定予定)測定局で測定を実施しているが、全国的にみても高濃度を観測している測定局が多い。
- PM_{2.5}は、炭素成分、イオン成分、金属成分、土壌成分など多くの成分から構成され、その生成機構や発生源の寄与割合について解明すべき課題が残されているが、PM_{2.5}の濃度上昇は、大陸からの越境汚染の寄与だけでなく、国内発生源の影響も相当あるとされている。
- 平成27(2015)年3月、中央環境審議会の専門委員会が、PM_{2.5}の国内における排出抑制策の在り方について、短期的課題と中長期的課題を整理し、段階的に対策を検討していくことが適当とする中間取りまとめを行っており、国では、これを踏まえ、燃料蒸発ガス対策として大気環境配慮型SS認定制度の創設などが行われたが、固定発生源における追加的な排出抑制対策については、検討は進めているものの、具体化には至っていない。
- 廃棄物処理法で、農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却が禁止の例外とされている中、環境省は平成30(2018)年3月に、稲わら焼きなどの野焼き行為がPM_{2.5}の濃度上昇に影響を与えることがあることを一般に周知するよう文書を発出しているが、具体的かつ効果的な情報発信が不十分である。

課題

- 県内におけるPM_{2.5}の環境基準達成率は38.1%と依然として低い(平成30(2018)年度実績)。
- PM_{2.5}の発生源や原因物質は多様であり、環境基準を達成するためには、種々の対策に総合的に取り組む必要がある。
- PM_{2.5}の原因の一つである野焼き対策を進めるためには、野焼きによる環境・健康への影響を積極的に発信するなど、国が率先して取組を行う必要がある。

提案事項

(2) アスベスト対策の充実

- ① 解体等工事現場における規制基準（敷地境界におけるアスベスト濃度基準）を早急に設定するとともに、迅速で安価な分析方法や安全な除去方法を開発・普及すること。
- ② 改正大気汚染防止法の施行に当たっては、事前調査結果の報告方法の簡素化や当該報告に係る立入検査等のマニュアル化など、行政・事業者の負担の軽減を図るとともに、必要な財政措置を講じること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 中央環境審議会の答申や総務省の勧告において、解体等工事現場における規制基準は、作業基準遵守の確認のために必要であり、迅速で安価な分析方法等の技術的な課題の検討の早期化を図る必要があるとされている。これを受けて、環境省において、分析方法や基準値、対象の規模（小規模や短期間の工事も義務付けするか否か）等について、引き続き慎重に検討されている。
- 平成30(2018)年10月、中央環境審議会において、今後のアスベスト飛散防止対策（解体等工事現場における濃度測定や非飛散性アスベスト使用建材対策等）について検討が開始されたものの、令和2(2020)年1月に示された答申では、解体工事現場での濃度測定の制度化は困難な課題があるとして、引き続き検討すべきとされている。
- 今後、建築物の老朽化に伴い解体等工事の増加が予想されるが、現在においても、解体等工事現場などで不適切な処理による飛散が全国で散見されており、問題化している。
- 大気汚染防止法の改正に伴い、建築物等の解体等に当たり、石綿含有建材の有無に関わらず、受注者は一定規模以上の工事の事前調査結果を都道府県等に報告することとなり、立入検査等の数が大幅に増加することが見込まれる。

課題

- 現行法では、解体等工事現場におけるアスベストの飛散防止については、排気口付近での漏えい防止確認等の作業基準が定められているが、濃度基準が定められていないため、飛散防止対策が十分なされているかどうかの判断ができない。
- 本県では、判断材料の一つとして、独自に解体等工事現場の周辺で大気を捕集し、アスベストの飛散の有無を確認しているが、法に基づく基準がないため、飛散が疑われる場合であっても強力な指導ができない。
- 解体等工事は数日で終了するものが多く、国が定めている現在の試料捕集・分析は分析に数日を要し、結果が判明する頃には解体等工事が終了してしまい、有効な指導ができない。
- 濃度基準が定められ、施工業者に測定義務等が課された場合、経済的負担が増加することが予想されるため、安価な分析方法の開発・普及が必要である。
- アスベストは、様々な箇所で使用されており、今後の解体等工事の増加に備え、使用箇所や性状に応じた安全な除去方法の開発・普及が必要である。
- 法改正に伴う建築物の解体工事等に係る事前調査結果の報告件数は膨大になると見込まれることから、行政・事業者双方に相当の負担が掛かる。また、報告に係る工事現場への立入検査等を効率的に行う必要がある。

43 花粉発生源対策の推進

提案先省庁 林野庁

提案事項

花粉症は、国民の3割が罹患していると言われ、社会的・経済的に大きな影響が出ていることから、スギ・ヒノキ花粉発生源対策の更なる充実と加速化に向け、次の措置を講じること。

- ① 都道府県に配布する採種園用苗木の安定的な供給体制の整備
- ② 少花粉品種と特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種の開発 新規
- ③ スギ同様、ヒノキについての目標値の設定 新規
- ④ 我が国全体として花粉発生源対策の加速化が図られるよう全国的な規模での普及啓発活動の充実強化

(提案の理由)

現状

- 国民の3割が罹患し国民病と言われている花粉症は、医療費の支出、労働生産性の低下等の経済的損失を招いており、花粉発生源対策として花粉症対策苗木への植替えが求められている。
- 国は、全国のスギ苗木生産量全体に占める花粉症対策苗木の割合を、平成28(2016)年度の約3割から令和14(2032)年度までに約7割に増加させることを目標としている。
- 花粉症の原因となるヒノキについて、国はスギの花粉発生源対策の取組を参考に推進することとしているが、具体的な目標値は設定されておらず、花粉症対策苗木の割合は約1割と低調である。
- 花粉発生源対策の取組については、都道府県ごとに進められており、先進地での技術や事例について、その都度、個別に情報収集を行っている。
- 本県では、「新晴れの国おかやま生き生きプラン」において、スギ・ヒノキ花粉の飛散の低減に向けた取組を推進している。
- 中国地方知事会では、「スギ・ヒノキ花粉症対策部会」を設置し、5県が連携してスギ花粉症対策に取り組んでおり、令和2(2020)年度からは、ヒノキについても取り組む。

課題

- 現在、全国の花粉症対策苗木の生産量は不十分であり、計画的に苗木の安定供給体制を整備するため、都道府県への採種園用苗木の配布が引き続き必要である。
- 少花粉品種と育林経費の削減、早期収穫につながる特定母樹の特性を併せ持つヒノキ品種が存在しない。
- ヒノキについては、国において花粉発生源対策の推進に関する目標値が定められていない。
- 花粉は都道府県域を越えて飛散することから、広域に連携した取組が必要である。

【参考】

○全国における花粉症対策苗木生産本数 単位：千本

区分	H29(2017)		H30(2018)	
	全体生産本数	うち花粉症対策苗木	全体生産本数	うち花粉症対策苗木
スギ	21,802	9,712	21,183	10,014
ヒノキ	8,025	958	6,370	864
計	29,827	10,670	27,553	10,878

- 特定母樹・・・成長に優れる(在来の1.5倍)とともに、花粉量が一般的なスギ・ヒノキの概ね50%以下となる農林水産大臣が指定した品種

44 児島湖及び周辺環境保全対策の推進

提案先省庁	総務省、農林水産省、国土交通省、環境省
-------	---------------------

提案事項

(1) 生活排水対策の推進

- ① 下水道を重点的かつ計画的に整備するため、必要な財源を確保・拡充すること。
- ② 合併処理浄化槽整備事業に係る単独処理浄化槽撤去費助成制度の拡充を図ること。

(2) 児島湖浄化対策の推進

- ① 児島湖を浄化するための各種施策、周辺環境保全対策について、財政支援や新たな施策を講じるなど、国においても積極的に取り組むこと。
- ② 児島湖の新たな水質改善策として実現を目指す旭川からの環境用水の導水について、柔軟かつ積極的に対応すること。

(提案の理由)

現状

- 児島湖の水質は、近年緩やかな改善傾向にあるものの、環境基準の達成のためには、関係機関や県民と一体となって、各種対策を強力に推進する必要がある。
- 児島湖へ排出される汚濁負荷量は、家庭からの生活排水がCODで36%、全窒素で59%、全りんで43%を占め、最大の汚濁要因となっている。このため、生活排水対策として、下水道の整備や下水道への接続促進、単独処理浄化槽からの転換を含めた合併処理浄化槽及び高度処理型合併処理浄化槽の整備等を実施している。
- 第7期湖沼水質保全計画(平成29(2017)年3月策定)では、生活排水対策や児島湖を浄化するための各種施策(流出水対策、L字型肥料の普及、ヨシ原の管理、生物の力による水質浄化、環境学習等)を実施することとしているほか、「旭川の豊水時に環境用水の導入を目指す。」と定めている。
- 環境用水の導水については、国の求めにより、平成26(2014)年度から導水による水質改善効果の算出や取水河川への影響等の調査を実施したほか、近年では導水経路における流量等調査や鮎の迷入調査、導水時の樋門管理手法の検討など、事業の基礎資料となるデータの蓄積及び取りまとめを行うとともに、関係機関との協議を進めている。

課題

- 児島湖の水質改善を図り、環境基準を達成するためには、流域内の生活排水対策と児島湖の浄化対策の一層の推進が必要不可欠である。
- 湖沼法に基づく指定地域における生活排水対策の推進には下水道の整備が不可欠であることから、下水道整備の財源が確保・拡充される必要がある。
- 指定地域における単独処理浄化槽の撤去費助成制度の拡充が必要である。
- 児島湖の浄化及び周辺環境の改善のため、国において積極的に新たな施策を講じることはもとより、県が実施する施策等への財政支援などの取組が必要である。
- 新たな試みとして、児島湖の水質を改善するため、旭川から環境用水の導水を目指しており、国の協力が不可欠である。

45 ヒアリ等特定外来生物対策の推進

提案先省庁	農林水産省、国土交通省、環境省
-------	-----------------

提案事項

(1) 徹底した水際対策及び拡散防止対策の実施

- ① 特定外来生物のヒアリ及びアカカミアリ等の定着の防止に向け、関係省庁の連携により、侵入初期段階での立入検査を含む徹底防除及び拡散防止のための追跡調査等の対策について、強力なリーダーシップを発揮し、主体的かつ積極的にこれを実施すること。
- ② 地方と連携した迅速かつ効果的な体制を構築するとともに、地方が行う侵入予防、防除措置、拡散防止対策等について必要な支援を行うこと。

(2) 海外対策等

- ① 日本との定期貨物航路等を有するヒアリ定着国等に対し、当該国内における防除対策及び貨物輸出時の点検、駆除等の徹底について、強く要請すること。
- ② 海外からの輸送中における調査や駆除など、国内の港湾等へ貨物を陸揚げする以前に防除措置を行う体制の整備をすること。

(提案の理由)

現状

- 全国の港湾施設等でヒアリ等の確認が相次ぎ、内陸部への拡散も危惧されるが、防除対策の遅れは被害拡大につながりかねず、一旦定着を許せば駆除には莫大な経費がかかる。
- 本県でも、平成29(2017)年8月に水島港、9月には内陸の事業所敷地でヒアリが、平成30(2018)年9月及び令和元(2019)年6月に水島港でアカカミアリが確認されたものの、関係者及び事業者の迅速な対応により今のところ拡散はみられない。

課題

- ヒアリ等の対策においては侵入初期段階の防除が極めて重要であり、外来生物法で防除の主体とされる国において、迅速かつ効果的な初期対応である立入調査の実施等を含む主体的かつ積極的な水際対策が欠かせない。
- 国内の水際対策をどれだけ徹底しても、海外のヒアリ定着国等から防除措置等のないまま貨物が輸入される限り、ヒアリ等の国内侵入は止められない。

【参考】

- ・ヒアリ確認状況 (H29(2017).6～R1(2019).12)
15都道府県 48事例(令和元(2019)年度は、10事例)

46 廃棄物の適正処理

提案先省庁	経済産業省、環境省
-------	-----------

提案事項

(1) 特定家庭用機器再商品化制度の見直し等

- ① 特定家庭用機器の不法投棄や不適正処分を防止するため、あらかじめ製品価格にリサイクル料金を上乗せ（先払い）する制度への改変や、リサイクル料金の低減化をはじめとした運用面の改善を進めること。
- ② 不適正な処理につながる有害使用済機器等の回収や保管・処分について、実効ある指導・取締りができるように、規制対象の判断基準の明確化や制度の拡充を行うこと。

(提案の理由)

現状

- 特定家庭用機器再商品化法対象機器の不法投棄や不適正な処理を行う回収・処分業者への引渡しが絶えず、有害物質の飛散・流出や火災の発生などの生活環境への悪影響や適正なリサイクルの阻害につながっている。
- 有害使用済機器などを保管又は処分する業者に対して、都道府県知事への届出と保管・処分基準の遵守を義務付ける廃棄物処理法の改正が行われ、平成30(2018)年4月から施行されているが、規制の対象が廃棄物ではない機器を保管又は処分する場合に限られるとともに、車両による回収のみ行い、保管又は処分を行わない業者については、規制対象とはされていない。

課題

- 特定家庭用機器の不法投棄や不適正な処理を行う回収業者への引渡しが後を絶たない要因として、廃棄する際にリサイクル料金を支払うことに対する経済的負担感があることから、製品の購入時にリサイクル料金を負担する制度に改めることにより、本来のリサイクルルートでの処理を促進する必要がある。
また、運用面でも、経済的負担感を軽減させるため、リサイクル料金の低減化のほか、リサイクル券に係る利便性の向上や指定引取場所数の拡大などの改善を図る必要がある。
- 有害使用済機器などの保管又は処分する業者の指導・取締りには、対象物の廃棄物該当性が争点となるため、廃棄物該当性の判断における困難性を解消する必要がある。
また、届出対象となるのは、有害使用済機器などを保管又は処分する業者であり、車両を用いて戸別に回収を行う業者を規制する仕組みの整備が必要である。

提案事項

(2) ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の適正処理

- ① 使用中の全てのPCB使用製品の使用廃止期限の取扱いを明確にすること。
- ② 中小企業者等に対する低濃度PCB廃棄物の処理費用の負担軽減制度を創設すること。
- ③ PCB特措法の改正により新たに生じる都道府県業務の執行経費について、財政支援策を講じること。
- ④ 特例処分期限後に存在が判明した高濃度PCB廃棄物について、具体的な処理方針を早期に示すこと。 **新規**

（提案の理由）

現状

- PCB廃棄物は、PCB特措法により処分期限が設けられており、高濃度PCB廃棄物は、国が全額出資した中間貯蔵・環境安全事業(株)が全国5箇所に整備した処理施設（本県は北九州事業所）で、処理施設ごとに定められた期限までに処分することとされており、期限までの確実な処分が急務である。

【本県のPCB廃棄物の処分期限】

PCB廃棄物の種類		処分期限	特例処分期限
高濃度	変圧器・コンデンサー	平成30(2018)年3月31日	平成31(2019)年3月31日
	安定器など	令和3(2021)年3月31日	令和4(2022)年3月31日
低濃度		令和9(2027)年3月31日	—

- 高濃度PCB使用製品は、期限までの処分が義務づけられているが、使用中の低濃度PCB使用製品の取扱いが不明確である。
- 高濃度PCB廃棄物は、中小企業者に対する処理費用の軽減制度が設けられているが、低濃度PCB廃棄物は対象とされていない。
- 令和元(2019)年12月の規則改正により、高濃度PCB廃棄物の濃度基準が変更され、低濃度PCB廃棄物の範囲が拡大された。
- PCB使用安定器の掘り起こし調査を重点的に実施しているが、調査対象者が多く、また、対象者の多くは電気関係の知識に乏しいため、確認が不十分になる可能性がある。
- 保管事業者が不明等の場合には都道府県が行政代執行を行うことになるが、その費用については、PCB廃棄物処理基金で75%、特別交付税で20%の措置にとどまっている。
- 特例処分期限後に高濃度PCB廃棄物の存在が判明した場合、保管事業者が自ら処理を行うまで保管することとされている。

課題

- 低濃度PCB使用製品の使用廃止を明確に義務付けしない限り、処理すべき対象機器の把握が困難であり、期限までの確実な処分が確保できない。
- 低濃度PCB廃棄物は、PCB使用禁止後に製造上の問題により生じたもので、購入した事業者には何ら落ち度がないため、処理費用を全額負担させられることに強い不満があり、早期処理の指導に困難を極めている。
- 規則改正により、高濃度から低濃度に区分が変更されたPCB廃棄物は、処理費用の軽減制度の対象外となり、処理費用が増額することが考えられる。
- PCB使用安定器は様々な場所で使用され、存在状況を把握することが困難であるため、漏れなく洗い出しを進めるには、全ての事業場を対象にした立入検査や広報に取り組む必要があり、多大な労力・多額の費用を要する。
- 掘り起こし調査に加え、代執行費用の5%は都道府県等が負担することとなる。
- 保管事業者が自らPCB廃棄物の処理を行うことは非常に困難であるため、特例処分期限後に判明した高濃度PCB廃棄物の保管の長期化又は永久保管が懸念される。

提案事項

(3) 循環型社会形成推進交付金に係る予算措置

- ① 市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合に対象となる循環型社会形成推進交付金について、計画的な整備等のために必要な予算を確保すること。
- ② ごみ処理の広域化及び処理施設の集約化の推進に資する施設の整備等について、交付対象とすること。 **新規**

(提案の理由)

現状

- 市町村等が廃棄物処理施設の整備や浄化槽の設置促進等を行う場合、循環型社会形成推進交付金制度を活用しており、交付金額に不足が生じた場合、市町村等は事業費の縮減や地方負担の増額といった対応が必要となり、市町村等の財政計画に与える影響のみならず施設整備計画の遅延が発生することも危惧される。
- 全国的に老朽化した廃棄物処理施設の更新需要のピークが続く中、本県内の市町村等についても、令和3(2021)年度以降も廃棄物処理施設の新設等が計画されており、引き続き、必要な予算が確保される必要がある。
- 国は、少子高齢化、人口減少などの社会情勢を踏まえ、令和元(2019)年度末に「持続可能な適正処理の確保にむけたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」通知を各都道府県に発出し、ごみ処理の広域化・施設の集約化をさらに推進する方針を打ち出した。
- 岡山県は、第4次岡山県廃棄物処理計画において、県内を6ブロックに分け、ごみ処理広域化を推進している。

課題

- 市町村等の廃棄物処理施設や浄化槽は、一般廃棄物の処理や汚水処理に不可欠なものであり、その計画的な整備等のためには、循環型社会形成推進交付金の十分かつ安定的な予算措置が必要である。
- ごみ処理の広域化・施設の集約化は、可燃ごみ焼却施設の統合が中心となるが、現行の交付金制度においては、効率的な収集運搬に資する可燃ごみの中継施設（サテライト・センター）の整備費用や廃止した焼却施設の解体・撤去のみを行う工事の費用は、交付対象とされていない。

47 海ごみ対策の推進

提案先省庁	水産庁、環境省
-------	---------

提案事項

- (1) 海ごみ回収・処理のルールづくり
漂流ごみや海底ごみの回収・処理のルールを明確化すること。
- (2) 海ごみ対策への財源確保
 - ① 海ごみ対策の実施に際して、地方自治体に経費負担が生じることのないよう、国の責任において実施に係る経費を全額負担し、必要な予算を確保すること。
 - ② 災害等に伴って発生する漂流ごみや海底ごみ等を緊急的に回収する漁業者等への支援制度を創設すること。

(提案の理由)

現状

- 平成30(2018)年6月に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（海岸漂着物処理推進法）」が改正され、漂着ごみに加え、漂流ごみ及び海底ごみが明記された。
- 海岸漂着物等地域対策推進事業については、平成27(2015)年度から地方負担が増嵩していることや漂流ごみと海底ごみの回収・処理のルールが明確化されていないことなどから、回収が進んでいない。令和2(2020)年度は、漁業者等が行うボランティアにより回収された漂流・海底ごみの処理を行う場合は定額補助となるが、ボランティアによる回収では、大型・危険物等の漂流・海底ごみには対応できない。
- 瀬戸内海の離島においても、プラスチック製品のごみが堆積している海岸があるが、道がなく陸からは近づけず回収に苦慮しており、環境悪化による観光への影響も懸念される。
- 平成30年7月豪雨の際、船舶航行や漁業操業への影響を最小限に抑えるため、漁業者が緊急的に行ったプロパンガスのボンベやドラム缶、流木等の回収に対する費用弁償の制度がなく、漁船の燃料等についても漁業者の自己負担となっている。

課題

- 漂流ごみと海底ごみの回収・処理については、責任主体を含め明確なルールが定められていない。
- 大型・危険物等の漂流・海底ごみや、離島の漂着ごみなど、回収困難な海ごみに対応するため、海岸漂着物等地域対策推進事業の地方負担分の軽減を行う必要がある。
- 船舶航行や漁業操業への影響を最小限に抑えるために、漁業者等が緊急的に行う回収作業に対する支援制度の創設が必要である。

【参考】

○ 海ごみ対策に係る国の財政支援経緯

1 地域グリーンニューディール基金

- ・平成21(2009)年度補正予算により地域グリーンニューディール基金を財政措置
- ・基金の対象事業として「海岸漂着物地域対策推進事業」を位置づけ
- ・補助率：10/10以下
- ・実施年度：H22(2010)～H24(2012)
- ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策

2 海ごみ基金

- ・平成24(2012)年度補正予算において、地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)として財政措置（基金事業）
- ・補助率：10/10以下
- ・実施年度：H25(2013)～H26(2014)
- ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策

3 海岸漂着物等地域対策推進事業

- ・平成26(2014)年度補正予算において、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業）として財政措置（単年度補助金）
- ・補助率：9.5/10～8/10（H27(2015)～H28(2016)）
9/10～7/10（H29(2017)～）
10/10（※）～7/10（R2(2020)～）
- ・対象事業：海岸漂着物（漂着ごみ）対策に加え、漂流ごみ、海底ごみ対策も対象となる。

（※）漁業者等が行うボランティアにより回収された漂流・海底ごみの処理を行う場合